# 陸前高田市まちづくり総合計画

# （素案）

平成３０年１０月

陸前高田市

# 陸前高田市民憲章

わたくしたちの陸前高田市は、白砂青松の高田松原をはじめ、海・山・川の資源に恵まれ、先人ののこした歴史と伝統のあるまちです。

わたくしたちは、陸前高田市を愛し、豊かな心をもち、広い視野にたって力をあわせ、より住みよいまちづくりに努めるため、この憲章を定めます。

1　自然をたいせつにし、
　　　　美しいまちをつくります。

1　家族の和と、健康に心がけ、
　　　　明るいまちをつくります。

1　働くことに意欲をもち、
　　　　活気にみちたまちをつくります。

1　思いやりの心をもち、
　　　　うるおいのあるまちをつくります。

1　教養を深め、
　　　　文化の高いまちをつくります。

# 目　　次

**第１編　序　論**

第１章　まちづくり総合計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・１

１　計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　計画策定における基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・２

３　まちづくり総合計画の構成と期間・・・・・・・・・・・・・・・３

４　計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

第２章　市の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

１　自然的条件について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

２　歴史的条件について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

３　社会的経済的条件について・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

４　人口等の動向について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

５　産業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

**第２編　基本構想**

第１章　策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

１　基本構想の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

２　計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

第２章　まちの将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

第３章　まちづくりの基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

第４章　まちづくりの基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

第５章　将来人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

第６章　土地利用の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

**第３編　前期基本計画（平成 31 年度～平成 35 年度）**

体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

基本目標１　復興の確実な推進と誰もが安心して暮らすまちづくり

基本政策①　多重防災型の災害に強い安全なまちづくり・・・・１９
を推進する

基本政策②　快適で魅力ある都市空間、都市機能を創出・・・・１９
するまちづくりを推進する
基本政策③　公共施設の再建や市民サービスの回復など、・・・・１９
安定した市民の暮らしの再興を推進する
基本政策④　産業基盤の早期復興と新規企業立地を推進する・・１９
基本政策⑤　地球環境にやさしいエネルギーを活用したまち・・２０
づくりを推進する
基本政策⑥　地域の特性やコミュニティ活動を生かした協働・・２０
によるまちづくりを推進する

基本目標２　快適に気持ちよく暮らすまちづくり
基本政策１　生活道路・交通環境を整備する・・・・・・・・・・２２
基本政策２　水道水の安定供給と適切な下水処理を推進する・・２４
基本政策３　住環境整備を促進する・・・・・・・・・・・・・・２６
基本政策４　地域の伝統や文化を大切にする・・・・・・・・・・２８
基本政策５　生涯学習を推進する・・・・・・・・・・・・・・・３０

基本目標３　安全・安心で環境にやさしいまちづくり
基本政策６　防災意識を高め、防災・減災体制を整える・・・・３３
基本政策７　消防・救急体制の充実を図る・・・・・・・・・・・３６
基本政策８　交通安全を推進する・・・・・・・・・・・・・・・３７
基本政策９　防犯体制の強化と安心なまちづくりを推進する・・３９
基本政策 10　自然環境の保全に努める・・・・・・・・・・・・・４０
基本政策 11　ごみの減量と資源の活用を図る・・・・・・・・・・４１

基本目標４　子どもたちを健やかに育むまちづくり
基本政策 12　安心して子どもを産み育てられる環境を整える・・４４
基本政策 13　一人ひとりを大切にした学校教育を推進する・・・４７
基本政策 14　子どもたちに知・徳・体のバランスのとれた・・・４９
「生きる力」を育成する
基本政策 15　家庭や地域の教育力を高める・・・・・・・・・・・５１
基本政策 16　安全・安心な学校教育環境を整える・・・・・・・５３

基本目標５　共に支え、健康に暮らすまちづくり
基本政策 17　共生のまちづくりを推進する・・・・・・・・・・・５６
基本政策 18　市民の健康づくりを推進する・・・・・・・・・・・６０
基本政策 19　安心できる医療・介護・福祉体制を整える・・・・６２

基本目標６　市民と築く交流と連携のまちづくり
基本政策 20　仕事と生活の調和を図る・・・・・・・・・・・・・６４
基本政策 21　協働によるまちづくりを推進する・・・・・・・・６６
基本政策 22　住民活動を支援する・・・・・・・・・・・・・・・６８
基本政策 23　地域間の交流を促進する・・・・・・・・・・・・・７０

基本目標７　活力に満ちあふれ豊かに暮らすまちづくり
基本政策 24　農業の振興を図る・・・・・・・・・・・・・・・・７３
基本政策 25　林業の振興を図る・・・・・・・・・・・・・・・・７６
基本政策 26　水産業の振興を図る・・・・・・・・・・・・・・・７８
基本政策 27　商工業の振興を図る・・・・・・・・・・・・・・・８０
基本政策 28　地産地消とブランド化を推進する・・・・・・・・８２
基本政策 29　地域資源を活かした観光振興を推進する・・・・・８５
基本政策 30　魅力ある雇用の創出と起業しやすい環境を整える・８７

基本目標８　市民にわかりやすく健全な財政運営
基本政策 31　健全な財政運営を推進する・・・・・・・・・・・・９０
基本政策 32　広聴広報活動の充実を図る・・・・・・・・・・・・９１
基本政策 33　利便性の高い行政サービスを提供する・・・・・・９２

# 第１編　序　論

# 第１章　まちづくり総合計画の策定にあたって

## １　計画策定の趣旨

陸前高田市は、東日本大震災からの復興を実現するため、平成 23 年 12 月に陸前高田市震災復興計画を策定し、「海と緑と太陽との共生・海浜新都市」の創造を目指したまちづくりを推進しています。

東日本大震災から７年半が経過し、この間、被災者の住宅再建を最重点課題としながら、防潮堤工事や新たな中心市街地の再生など、官民連携のもと一日も早い復興を目指し、各種事業に取り組んできました。

一方で、東日本震災により人口減少は急速に進行し、全国的な潮流である少子高齢化の傾向が一層進み、今後、本市を取り巻く環境は厳しい状況となることが予想されることから、市の最上位計画となる新たな総合計画においても、新たなまちづくりに向けて、復興関連事業を含む様々な事業を継続させながら、より発展、具現化させ、実効性のある事業展開を図っていくとともに、未来永劫新たな陸前高田市を継続させる取組も重要です。

また、次世代につなげる持続可能な陸前高田市として存続させていくため、市民が将来に希望を抱けるような取組にチャレンジしていくことも重要です。

平成 30 年度には、陸前高田市震災復興計画期間が満了することから、市勢発展のため、陸前高田市震災復興計画を継承した新たな総合計画となる「陸前高田市まちづくり総合計画」を策定し、子どもから高齢者まで、市民みんなが生き生きと笑顔で過ごせる「ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくり※1」を背景に、市民とともに、東日本大震災からの復興と、地方創生に関わるプロジェクトを推進し、持続可能なまちづくりに取り組むための指針とするものです。

※１　ノーマライゼーションということばのいらないまちづくり…障がいのある人もない人も、誰もが住みやすいまちを目指して陸前高田市が掲げるビジョン。

## ２　計画策定における基本的な考え方

⑴　市民との協働による計画づくり

社会情勢の変化から、地域が抱える課題は多様化、複雑化しており、これらの課題に迅速かつ的確に対応するためには、これまで行政が主体となった市民参加のまちづくりから、市民をはじめ、地域、企業、ＮＰＯ、そして行政が対等な立場で議論し、様々な課題に対する解決策を導くことが必要です。このことから、計画策定の段階から情報発信を行うとともに、市民をはじめ、各種団体などからの意見を伺う機会を多く設けることにより、市民との協働による計画の策定を目指しました。

⑵　現状を把握した計画づくり

本市が抱える課題や、市民ニーズを的確に捉えるとともに、陸前高田市震災復興計画、地方版総合戦略※２をはじめとする各施策分野の個別計画や、国、県などの計画との関連性をもった計画の策定を目指しました。

⑶　市民にわかりやすい計画づくり

実現可能で明確な目標と、簡素でわかりやすい内容や表現に努め、市民にとってわかりやすい計画の策定を目指しました。

⑷　人口減少社会に対応した計画づくり

人口減少の進行などにより、今後とも厳しい財政状況が予想される中、重点的な施策を選択して展開していくとともに、成果指標による計画の達成状況の評価を行いながら、未来永劫持続可能な新たな陸前高田市を創造するため、計画の推進と健全な財政運営の均衡が図られる計画の策定を目指しました。

※２　地方版総合戦略…まち・ひと・しごと創生法に基づき都道府県や市町村が策定する、人口減少に歯止めをかけるための目標や施策などを定めた基本的計画。

## 3　まちづくり総合計画の構成と期間

　陸前高田市まちづくり総合計画は、基本構想及び基本計画で構成します。
　なお、基本計画に掲げる施策の実施にあたっては、その実現に向けた年度ごとの事務事業及び財政計画を示す実施計画により進めていきます。

⑴　基本構想

　基本構想は、長期的・広域的な視点から目指すべき「市の将来像」と、まちづくりの基本方針としての「まちづくりの方向性と目標」を示したもので、市民と行政が計画的にまちづくりを進めていくための指針となるものです。

⑵　基本計画

　基本構想に掲げる目標を実現するための政策や事業を、部門別に体系化し、施策の方向性、主な取組内容、成果指標などを示すものです。
　平成 31 年度を初年度とし、前期計画５年間（平成 31 年度～平成 35 年度）、後期計画５年間（平成 36 年度～平成 40 年度）とします。

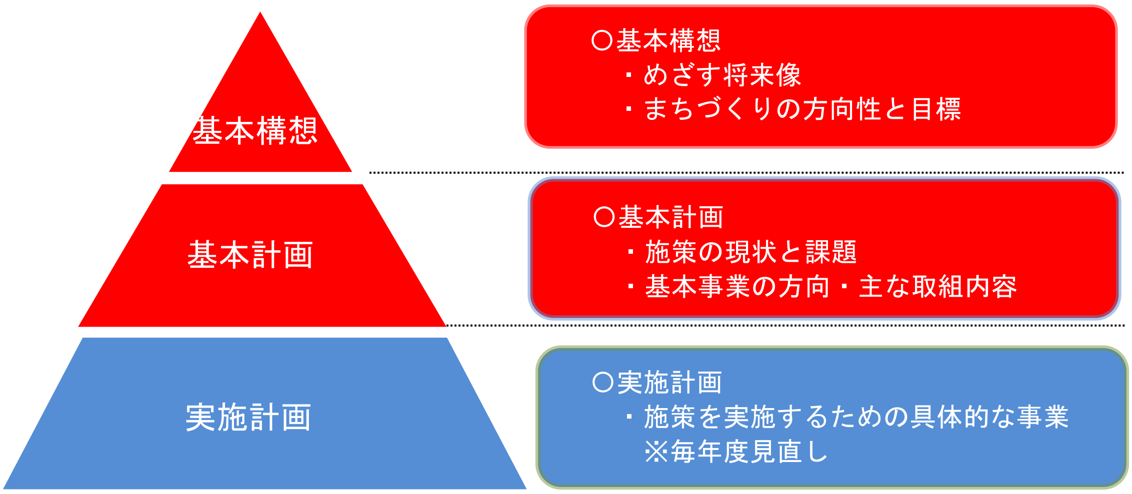


| 年　度 | H 31 | H 32 | H 33 | H 34 | H 35 | H 36 | H 37 | H 38 | H 39 | H 40 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 基本構想 | 基本構想（10 年間） | | | | | | | | | |
| 基本計画 | 前期基本計画（５年間） | | | | | 後期基本計画（５年間） | | | | |
| 実施計画 | 実施計画 | | | | | | | | | |

※実施計画は３年間のローリング※３方式により毎年度見直しを行います。

※３　ローリング…毎年度、社会情勢の変化に応じて、事業計画の見直しや部分的な修正を行い、計画と現実が大きくずれるのを防ぐ方法のこと。

## 4　計画の進行管理

　計画の目標値（成果指標）については、市民と広く共有することにより、市民との協働による計画の推進に努め、計画の進捗状況や成果については、市民にわかりやすい形で公表するとともに、広く市民や各種団体などからの意見を伺い、適宜計画の推進に反映させるなど、連携を図りながら計画を着実に推進します。

# 第２章　市の概況

## １　自然的条件について

本市は、岩手県の東南端、三陸海岸の南の玄関口として、大船渡市、住田町、一関市及び宮城県気仙沼市に接し、宮城県との県際に位置しています。

また、北上山地の南端部に位置し、氷上山などをはじめとする山地、豊かな緑や水を育む気仙川が注ぐ広田湾、なだらかな斜面や低地が広がっています。

市の総面積は 231.94 ㎢で、市域は東西約 23 ㎞、南北約 21 ㎞に及び、その約７割を森林が占めています。

気候は、三陸沿岸に位置しているため、海洋の影響と地理的条件から四季を通じて比較的温暖です。

地目別面積資料（H29.1.1 現在）

| 地目 | 田 | 畑 | 宅地 | 山林原野 | その他 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 面積(㎢) | 7.18 | 9.50 | 7.07 | 163.41 | 44.78 | 231.94 |
| 割合(%) | 3.1 | 4.1 | 3.0 | 70.5 | 19.3 | 100.0 |

資料：岩手県市町村概要

## ２　歴史的条件について

本市の歴史は古く、史跡中沢浜貝塚に代表されるように縄文時代から優れた漁ろう文化を形成し、水産日本のルーツと呼ばれています。都市としての成り立ちは、平安時代初期とみられ、金と塩、海産物が経済の根幹を成していました。特に金は、奥州藤原氏の黄金文化の繁栄に大きな役割を果たしていました。

鎌倉から室町時代末期には、葛西氏が統治し、仙台藩の直轄領となる藩政時代には、気仙郡今泉村に大肝入会所や代官所が設置され、気仙地方の政治経済の中心として栄えました。

明治以降では、明治 22 年の町村制実施により、１町８カ村となり、その後、昭和 30 年の町村合併促進法の施行に基づき、高田、気仙、広田の３町と小友、米崎、矢作、竹駒、横田の５村が合併して現在の陸前高田市を形成しています。

## 3　社会的経済的条件について

本市の幹線交通網は、道路としては、本市を南北に縦断する国道 45 号及び県内陸部と本市を結ぶ国道 340 号、343 号を幹線に、県道や市道が連結し道路網を形成しています。

国道 343 号については、東日本大震災後、内陸部と沿岸部を結ぶ「復興支援道路」に位置付けられており、今後の起こりうる災害への備えとして、難所である笹ノ田峠を安全に通過するため、トンネルで結ぶことが必要不可欠であることから、一日も早い事業化が望まれています。

また、三陸沿岸道路についても、宮城県との県境トンネルが貫通したところであり、一日も早い整備が望まれています。

鉄道は、震災による大津波の影響により、一関市、大船渡市に向かうＪＲ大船渡線において、路線及び駅舎が流出しましたが、ＢＲＴでの本格復旧を進めています。

## 4　人口等の動向について

国勢調査による本市の人口は、昭和 30 年の 32,833 人から減少の一途をたどり、平成 27 年には 19,758 人（39.8%減）となっており、昭和 30 年から平成 27 年までの 60 年間で約 13,000 人の減少となっています。

また、東日本大震災の発生により、大規模な被害を受けた本市では、震災をきっかけとして、市外へ転出された方が多くいるなど、震災直後には人口減少の進行が顕著となっています。

世帯数については、核家族化の進行などにより、平成 17 年まで増加傾向を示しておりましたが、東日本大震災以降の平成 27 年には急激に減少しており、平成 17 年から約 300 世帯の減少となっています。

一方で、東日本大震災からの復興に取り組む本市では、復興の進捗に伴い、市外へ転出された方の帰還・帰郷が促進され、さらには震災を契機に本市へ思いを寄せている方が新たに移住されるなど、人口減少速度の抑制につながっていることも本市の特徴となっています。

## ５　産業について

産業就業人口については、昭和 35 年の産業別人口を見ると、第一次産業の就業人口比率が最も高く、農林業と水産業のまちであったことがわかります。その後、昭和 55 年には第一次産業と第三次産業の比率が逆転し、第三次産業の比率が最も高くなっています。また、平成２年には第一次産業と第二次産業の比率が逆転しています。

こうした傾向はその後も続き、昭和 35 年に２割程度であった第三次産業の比率は、平成 17 年には５割を超えるまでに増加しており、本市の産業構造が、第一次産業から第二次・第三次産業へ移行しています。

東日本大震災の発生により、暮らしの基盤である全ての産業について甚大な被害を受けました。

こうした中、産業の復興を目指す本市では、従来あった産業の復旧のみならず、地場産品の高付加価値化や、新しい産業の創造に向け取り組んでいます。

# 第２編　　基 本 構 想

# 第１章　策定にあたって

## １　基本構想の意義

少子高齢化や人口減少の進行、経済・社会のグローバル化の進展、市民の価値観やライフスタイルの多様化、地球規模の環境問題が懸念される中で、本市を取り巻く環境はさらに厳しい状況となることが予想されています。

こうした中で、平成 23 年３月 11 日には東日本大震災が発生し、多くの尊い人命と貴重な財産が失われるなど未曾有の被害を受けたところであり、平成 23 年 12 月に策定した陸前高田市震災復興計画に基づき、各種復興事業に継続して取り組んでいるものの、復興を成し遂げるには、今後も相当の期間を要する状況となっています。

このような状況の中、持続可能な自治体運営を行うためには、地域の魅力を再認識しながら、先人の残した恵まれた自然と歴史や伝統あるまちを、次の時代を担う子どもたちに引き継いでいかなければなりません。

この基本構想は、陸前高田市の未来を確かなものにしていくため、震災復興計画を継承し、子どもから高齢者まで市民みんなが生き生きと笑顔で過ごせる「ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくり」を背景に、目指すべきまちの将来像を明らかにするとともに、その実現に向け、陸前高田市に関わる全ての人が役割を分かち合い、共に取り組むこれからのまちづくりの基本的な方向性を示すものです。

## ２　計画期間

平成 31 年度を初年度として、平成 40 年度を目標年次とする 10 年間とします。

## 第２章　まちの将来像

誰もが互いに理解し合い、ともに支え合って生きる「共生のまち」を実現するとともに、次世代を担う子どもたちにつなげられる持続可能なまちを築いていくことが必要です。

# 案１
# 「ともに支え　ともに歩む
# 共生・交流都市　陸前高田」

# 案２
# 「誰もが笑顔で輝き　次世代に
# つなげる　共生と交流のまち
# 陸前高田」

# 案３
# 「夢と希望と愛に満ち　出会いと
# 感動のあるまち　陸前高田」

# 第３章　まちづくりの基本理念

基本理念とは、まちづくりの根底に流れる考え方です。

陸前高田市民憲章を踏まえるとともに、陸前高田市震災復興計画を継承しながら、次の３つを新しいまちづくりを展開するうえでの基本理念として定め、全ての分野の基本とします。

## １　創造的な復興と防災・減災による安全・安心なまちづくり

東日本大震災からの復興の取組について、単に震災からの復旧に留まらず、そこから未来に向けた新たなまちづくりを目指すことが必要です。

また、創造的な復興の取組とともに、これまで教訓としてきた防災・減災というキーワードを、新たな魅力として世界に発信することにより、市内一帯が防災・減災・災害対応を学ぶ先進地となり、交流人口の拡大や地域防災力の向上につなげることで、本市としての魅力を高めるまちづくりに取り組みます。

## ２　ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくり

誰もが多様性を認め合い、個性を持つ一個人として尊重され、年を重ねて身体機能や認知機能が低下しても、障がいを持つことになったとしても、安心して自分らしい生き方を実現できる社会や、男女がともに協力し合い安心して妊娠・出産・子育てができる社会、困っている人がいたら助けることが当たり前の社会の実現に向けて、世界に誇れる美しい共生社会のまちへと成長できるように取り組みます。

## ３　次世代につなげる持続可能なまちづくり

東日本大震災により急速に進行している人口減少や、全国的な潮流である少子高齢化の傾向が一層進み、本市を取り巻く環境はさらに厳しい状況となることが予想されます。このような背景のもと、健全な財政運営を土台としながら、本市の基幹産業である農林水産業や商工業などの産業振興を推し進めるとともに、地域特性や地域資源を最大限に活用した新たな産業の創出、まちづくりの担い手となる人材を育成し、次世代を担う子どもたちが誇れるような、活力と活気に溢れる持続可能なまちづくりに取り組みます。

# 第４章　まちづくりの基本目標

## 基本目標１　復興の確実な推進と誰もが安心して暮らすまちづくり

陸前高田市震災復興計画を継承し、継続して東日本大震災からの復興に取組み、多重防災型の災害に強い安全なまちづくりを進めるとともに、生業や地域コミュニティなどを再生し、協働の精神を生かした誰もが安心して暮らす新たな復興へのまちづくりを進めます。

基本政策①　多重防災型の災害に強い安全なまちづくりを推進します
基本政策②　快適で魅力ある都市空間、都市機能を創出するまちづくりを推進します
基本政策③　公共施設の再建や市民サービスの回復など、安定した市民の暮らしの再興を推進します
基本政策④　産業基盤の早期復興と新規企業立地を推進します
基本政策⑤　地球環境にやさしいエネルギーを活用したまちづくりを推進します
基本政策⑥　地域の特性やコミュニティ活動を生かした協働によるまちづくりを推進します

## 基本目標２　快適に気持ちよく暮らすまちづくり

住みやすい住環境の整備や、利便性の高い道路・公共交通網を整備するとともに、芸術文化活動や多様な学習活動ができるまちづくりを進めます。

基本政策１　生活道路・交通環境を整備します
基本政策２　水道水の安定供給と適切な下水処理を推進します
基本政策３　住環境整備を促進します
基本政策４　地域の伝統や文化を大切にします
基本政策５　生涯学習を推進します

## 基本目標３　安全・安心で環境にやさしいまちづくり

全ての災害に備え、地域防災力を高めるとともに、自然環境の保全に配慮しながら生活環境が整備されるまちづくりを進めます。

基本政策６　　防災意識を高め、防災・減災体制を整えます
基本政策７　　消防・救急体制の充実を図ります
基本政策８　　交通安全を推進します
基本政策９　　防犯体制の強化と安心なまちづくりを推進します
基本政策 10　自然環境の保全に努めます
基本政策 11　ごみの減量と資源の活用を図ります

## 基本目標４　子どもたちを健やかに育むまちづくり

安心して子どもを産み育てることができる環境を整えるとともに、子どもが学校や地域に見守られながら豊かな心が育まれるまちづくりを進めます。

基本政策 12　安心して子どもを産み育てられる環境を整えます
基本政策 13　一人ひとりを大切にした学校教育を推進します
基本政策 14　子どもたちに知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育成します
基本政策 15　家庭や地域の教育力を高めます
基本政策 16　安全・安心な学校教育環境を整えます

## 基本目標５　共に支え、健康に暮らすまちづくり

誰もが互いに理解し合い、支え合いを大切にし、市民一人ひとりが健康に暮らすことができるまちづくりを進めます。

基本政策 17　共生のまちづくりを推進します
基本政策 18　市民の健康づくりを推進します
基本政策 19　安心できる医療・介護・福祉体制を整えます

## 基本目標６　市民と築く交流と連携のまちづくり

都市間の交流のほか、市民相互による地域間交流を促進するとともに、様々な団体との共通認識のもと、地域課題の解決に向けたまちづくりを市民との協働により進めます。

基本政策 20　仕事と生活の調和を図ります
基本政策 21　協働によるまちづくりを推進します
基本政策 22　住民活動を支援します
基本政策 23　地域間の交流を促進します

## 基本目標７　活気に満ちあふれ豊かに暮らすまちづくり

地域の特性を活かした活発な産業経済活動による雇用の拡大と多様な地域資源を活用し、活気に満ちた魅力あふれるまちづくりを進めます。

基本政策 24　農業の振興を図ります
基本政策 25　林業の振興を図ります
基本政策 26　水産業の振興を図ります
基本政策 27　商工業の振興を図ります
基本政策 28　地産地消とブランド化を推進します
基本政策 29　地域資源を活かした観光振興を推進します
基本政策 30　魅力ある雇用の創出と起業しやすい環境を整えます

## 基本目標８　市民にわかりやすく健全な行財政運営

わかりやすい行政情報の発信と表現に努め、広く市民の意見を伺いながら効果的かつ効率的な行政運営を推進し、行政サービスの市民満足度を高め、健全で持続可能な財政運営に努めます。

基本政策 31　健全な行財政運営を推進します
基本政策 32　広聴広報活動の充実を図ります
基本政策 33　利便性の高い行政サービスを提供します

# 第５章　将来人口

地域の社会経済情勢に多大な影響を及ぼす人口は、持続可能な行財政運営にあって最も重要な指標であることから、平成 28 年に策定した陸前高田市人口ビジョン及びまち・ひと・しごと総合戦略に掲げる取組を総合計画においても、積極的に推進することにより、安定した雇用の創出や、若い世代の結婚・出産・子育て環境の整備などに努め、人口減少速度の抑制を図ります。
これらの推進により、本市の目標年次である平成 40 年の人口を 17,000 人と見込みます。

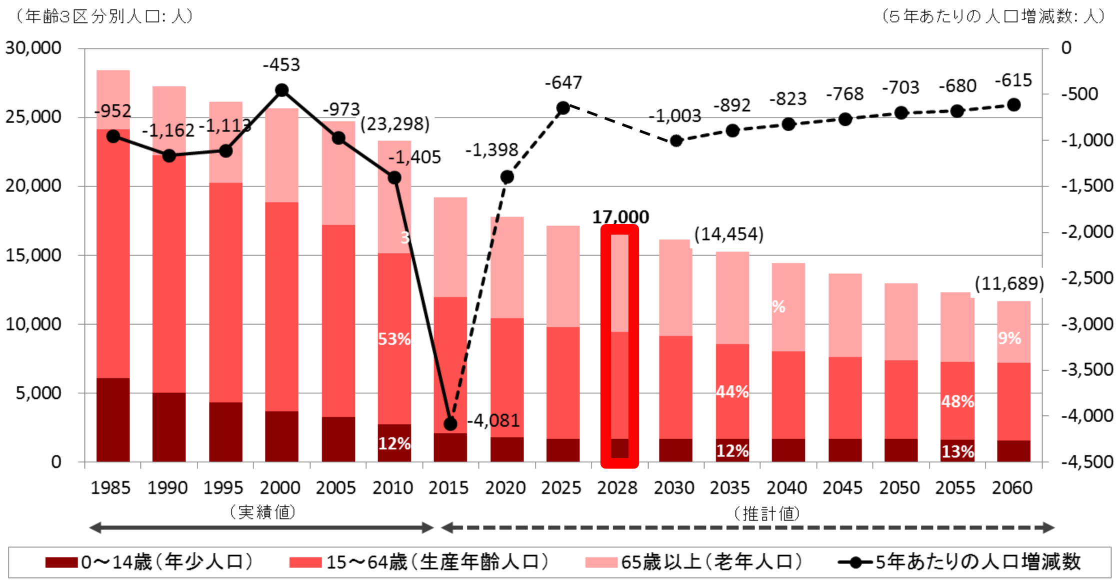

# 第６章　土地利用の方針

本市は、岩手県の東南端に位置し、総面積は231.94㎞$^2$を有しており、氷上山などをはじめとする山地、豊かな緑や水を育む気仙川が広田湾に注いでいるなど、自然に恵まれたまちです。

土地利用については、市民生活や生産活動の共通の基盤であることから、公共の福祉を優先させるとともに、自然環境の保全と安全性の確保に努め、地域の自然的、社会的、継続的、文化的な諸条件に十分配慮しながら、土地利用対策に取り組みます。

また、東日本大震災により、津波の浸水被害を受け、居住できなくなった土地については、地域経済の向上に資する場として利用の促進を図るとともに、地域活力の向上に向けて、地域コミュニティ活動の場などとしての土地利用の促進を図ります。

## １　農用地

農用地は、農業生産基盤であるとともに良好な自然環境を保全する役割を有していることから、優良農地の確保に努めるとともに、農業の担い手への農地集積・集約や地域協働による農地等の保全管理を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図ります。

## ２　森林

森林については、林業生産基盤のほか、自然環境の保全、災害防止や水源涵養など、森林の持つ多面的な機能や多様な公益的機能に活用できるよう、適正な間伐や環境の保全を行うとともに、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの活用を推進する方策を検討します。

## ３　河川・水路

水害防止、水資源の確保、自然環境の保全と市民の憩いの場の提供といった治水、利水、および親水の機能に配慮した計画的な利用と保全に努めます。また、整備にあたっては、景観の形成や生態系の保護に配慮し、親水性の向上を図ります。

4　道路

安全性、利便性、快適性の確保のほか、環境の保全などにも配慮した道路の整備に必要な用地の計画的な確保を図ります。また、自然環境の保全に十分に配慮しつつ、農林業の生産性向上及び農用地・森林の適正な管理のため、農林道の整備に必要な用地の確保を図ります。

5　宅地

住宅地は、地域の均衡ある発展を目指し、地域の特性を考慮しながら、良好な居住環境の確保のために必要な用地の確保に努めます。

6　その他

市民生活の向上や多様な市民ニーズに対応するため、市民に均等なサービスを提供できるよう必要な用地の確保に努めます。

また、海岸及び沿岸地域は、漁業活動やレクリエーションの場としても利用されるなど、貴重な資源であることから、景観形成や自然環境の保全に配慮しながら計画的かつ合理的な土地利用に努めます。

# 第３編　　前期基本計画

陸前高田市まちづくり

**計画名**

陸前高田市まちづくり総合計画

**将来像**

「・・・・・・・・・・」

**基本理念（仮）**

1 創造的な復興と防災・減災による安全・安心なまちづくり

2 ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくり

3 次世代につなげる持続可能なまちづくり

**基本目標（仮）**

1 復興の確実な推進と誰もが安心して暮らすまちづくり

2 快適に気持ちよく暮らすまちづくり

3 安全・安心で環境にやさしいまちづくり

4 子どもたちを健やかに育むまちづくり

5 共に支え、健康に暮らすまちづくり

6 市民と築く交流と連携のまちづくり

7 活気に満ちあふれ豊かに暮らすまちづくり

8 市民にわかりやすく健全な行財政運営

# 総合計画 体系図

| 基本政策（仮） |
|---|
| ① 多重防災型の災害に強い安全なまちづくりを推進する |
| ② 快適で魅力ある都市空間、都市機能を創出するまちづくりを推進する |
| ③ 公共施設の再建や市民サービスの回復など、安定した市民の暮らしの再興を推進する |
| ④ 産業基盤の早期復興と新規企業立地を推進する |
| ⑤ 地球環境にやさしいエネルギーを活用したまちづくりを推進する |
| ⑥ 地域の特性やコミュニティ活動を生かした協働によるまちづくりを推進する |

| | |
|---|---|
| 1 | 生活道路・交通環境を整備する |
| 2 | 水道水の安定供給と適切な下水処理を推進する |
| 3 | 住環境整備を促進する |
| 4 | 地域の伝統や文化を大切にする |
| 5 | 生涯学習を推進する |

| | |
|---|---|
| 6 | 防災意識を高め、防災・減災体制を整える |
| 7 | 消防・救急体制の充実を図る |
| 8 | 交通安全を推進する |
| 9 | 防犯体制の強化と安心なまちづくりを推進する |
| 10 | 自然環境の保全に努める |
| 11 | ごみの減量と資源の活用を図る |

| | |
|---|---|
| 12 | 安心して子どもを産み育てられる環境を整える |
| 13 | 一人ひとりを大切にした学校教育を推進する |
| 14 | 子どもたちに知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育成する |
| 15 | 家庭や地域の教育力を高める |
| 16 | 安全・安心な学校教育環境を整える |

| | |
|---|---|
| 17 | 共生のまちづくりを推進する |
| 18 | 市民の健康づくりを推進する |
| 19 | 安心できる医療・介護・福祉体制を整える |

| | |
|---|---|
| 20 | 仕事と生活の調和を図る |
| 21 | 協働によるまちづくりを推進する |
| 22 | 住民活動を支援する |
| 23 | 地域間の交流を促進する |

| | |
|---|---|
| 24 | 農業の振興を図る |
| 25 | 林業の振興を図る |
| 26 | 水産業の振興を図る |
| 27 | 商工業の振興を図る |
| 28 | 地産地消とブランド化を推進する |
| 29 | 地域資源を活かした観光振興を推進する |
| 30 | 魅力ある雇用の創出と起業しやすい環境を整える |

| | |
|---|---|
| 31 | 健全な行財政運営を推進する |
| 32 | 広聴広報活動の充実を図る |
| 33 | 利便性の高い行政サービスを提供する |

# まちづくり総合計画基本計画（部門別計画）

## 1　基本目標

1　復興の確実な推進と誰もが安心して暮らすまちづくり

## 2　基本方針（基本目標がめざすまちづくりの方針）

東日本大震災からの復興に向けた取組の原則として、「陸前高田市震災復興計画」に掲げた６つの復興のまちづくりの目標を継承し、誰もが安心して暮らすまちづくりを進めます。

## 3　復興の目指す姿

### ①　多重防災型の災害に強い安全なまちづくりを推進する

防潮堤等の海岸保全施設や幹線道路、避難道路の整備を促進するとともに、防災体制の再整備による「津波防災」と「減災」を組み合わせた多重防災型の災害に強い安全なまちづくりを進めます。

### ②　快適で魅力ある都市空間、都市機能を創出するまちづくりを推進する

防潮堤等の海岸保全施設や幹線道路、避難道路の整備を促進し、防災性や利便性を考慮した土地利用の創出、災害時のみならず市民生活や経済活動にとっても快適で魅力ある都市空間、都市機能を創出するまちづくりを進めます。

### ③　公共施設の再建や市民サービスの回復など、安定した市民の暮らしの再興を推進する

スポーツ施設、文化施設等の公共施設の再建をはじめ、教育、保健、市民サービスの回復など、安定した市民の暮らしを再興します。

### ④　産業基盤の早期復興と新規企業立地を推進する

農業や水産業の基幹産業、水産加工や醸造などの地場産業、宿泊施設や道の駅などの観光産業、商業など、雇用の場の確保や産業基盤の早期復興とともに、食関連産業などの新規企業立地や集積を推進します。

**⑤　地球環境にやさしいエネルギーを活用したまちづくりを推進する**

大規模災害時などにおいて、太陽光など地球環境にやさしいエネルギーの活用を推進します。

**⑥　地域の特性やコミュニティ活動を生かした協働によるまちづくりを推進する**

地域のコミュニティを再生し、市民・事業者・市の役割分担のもと、地域特性やコミュニティ活動を生かした協働のまちづくりを推進します。

# まちづくり総合計画基本計画（部門別計画）

## １　基本目標

**２　快適に気持ちよく暮らすまちづくり**

## ２　基本方針（基本目標がめざすまちづくりの方針）

住みやすい住環境の整備や、利便性の高い道路・公共交通網を整備するとともに、芸術文化活動や多様な学習活動ができるまちづくりを進めます。

## ３　体系図

| 基本目標 | 基本政策 |
|---|---|
| ２　快適に気持ちよく暮らすまちづくり | １　生活道路・交通環境を整備する |
| | ２　水道水の安定供給と適切な下水処理を推進する |
| | ３　住環境整備を促進する |
| | ４　地域の伝統や文化を大切にする |
| | ５　生涯学習を推進する |

## ４　基本政策における取組内容

| 基本政策１ | 生活道路・交通環境を整備する |
|---|---|

| 現　状　と　課　題 |
|---|
| ・近年のゲリラ豪雨や地震などの自然災害時においては、落石や崩壊などの恐れがある道路法面や、幅員狭小により救急車などの緊急車両の通行に支障をきたしている生活道路があります。<br>・橋梁、側溝、舗装などの道路構造物や街路灯の老朽化が著しいことから、道路維持や補修などの環境整備を実施する必要があります。<br>・高台地区と中心市街地を結ぶ新たな道路ネットワークの構築や、既存の市道の改良などを行う必要があります。<br>・公共交通については、ＢＲＴや路線バス、乗合タクシー、デマンド交通が運行されており、復旧・復興の状況などに応じて運行経路を見直しています。<br>・人口減少や少子化の進展、マイカーの普及などによって公共交通の利用者は減少傾向にあり、事業者の自助努力だけでは運行の継続が困難な状況にあることから、効率的な公共交通ネットワークを構築する必要があります。<br>・ＪＲ陸前高田駅を公共交通の結節点とし、引き続き交通事業者と連携を図りながら、高齢者や障がい者、観光客などが利用しやすい公共交通環境を構築する必要があります。 |

| 基本事業の方向 | 主な取組内容 |
|---|---|
| 市道の維持管理 | 市道の維持管理や、道路構造物の長寿命化計画の策定により、住民が通行する際の安全性や快適性を確保します。 |
| 市道の整備 | 産業・観光・流通面を考慮に入れた、生活道路としての機能を有する市道の整備促進を図ります。 |
| 新たな公共交通ネットワークの構築 | ＪＲ陸前高田駅を、多様な公共交通の結節点とすることにより、高齢者や障がい者が利用しやすい公共交通環境を整備します。 |
| 観光地における２次・３次交通※４の構築 | 公共交通と原付電動バイクや超小型ビークル※５、電動カートなどとの接続により、中心市街地と観光地などを結ぶ２次・３次交通モデルの構築を図ります。 |

※４　２次・３次交通…拠点となる鉄道駅などから観光地までの交通（乗合タクシー、レンタル自転車など）のこと。

※５　超小型ビークル…自動車よりコンパクトで小回りが利き、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の足となる１人～４人乗り程度の車両。

| 成果指標項目 | 単位 | 現状値 | 目標値<br>（H35） | 目標設定の考え方 |
|---|---|---|---|---|
| 生活道路･交通環境に満足している人の割合 | ％ | 33.3 | 40.0 | 市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が５年後（H35）に40％となることを目指す |
| 市道整備率 | ％ | 47.0 | 53.5 | 岩手県内の市町村の道路改良率の平均値を目標とする |
| 橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁の修繕数（延べ数） | 橋 | 5 | 31 | 陸前高田市橋梁長寿命化修繕計画の計画値 |
| 市内を運行する公共交通の利用者数 | 人 | 18,000 | 18,000 | 人口減少が見込まれる中、利用者数の現状維持を目指す |
| 中心市街地と観光地等を結ぶ２次･３次交通の結節点の整備箇所数 | 箇所 | ― | 1 | ５年後までに１箇所の整備を目指す |

**部門別計画**

・社会資本総合整備計画
・地域公共交通網形成計画

| 基本政策２ | 水道水の安定供給と適切な下水処理を推進する |
|---|---|

| 現　状　と　課　題 |
|---|
| ・本市の水道普及率は、平成29年度末現在で、89.1％と、県平均より低くなっています。また、本市の特徴として中山間地域が多く、井戸や沢水などを利用している水道の未普及地域があります。<br>・東日本大震災で被災した水道施設の災害復旧工事や、水道未普及地域の解消を図るための事業を実施しています。<br>・人口減少や使用水量の減少などによって給水収益の減少が懸念されており、水道未普及地域への対応とあわせて、老朽化した施設の計画的な更新や災害に備えた施設の耐震化を図る必要があります。<br>・汚水処理事業については、本市の豊かな自然を守るとともに、市民の快適で清潔な生活を推進するため、水洗化を推進する必要があります。また、下水道を利用する市民の水環境保全意識の高揚が課題となっています。<br>・新市街地や高田松原津波復興祈念公園※6の整備など、新たな事業の推進に合わせ、汚水管渠や雨水管渠の整備が必要となっています。 |

| 基本事業の方向 | 主な取組内容 |
|---|---|
| 安全・安心・安定した水道水の供給 | 東日本大震災で被災した水道施設の災害復旧の推進、老朽化した施設の更新・耐震化の推進及び水道事業の効率的な管理・運営の推進に努めます。 |
| 飲用水等給水施設の整備促進 | 水道未普及地域における飲用水等の給水施設の整備促進を図ります。 |
| 浄化槽の普及促進 | 集合処理区域以外の地域における水洗化に関する意識啓発や浄化槽設置を促進します。 |
| 下水道事業の公営企業会計化 | 下水道事業の公営企業会計化による、効率的な経営の推進を図ります。 |

※６　高田松原津波復興祈念公園…国、岩手県及び陸前高田市が連携し、高田松原地区に整備する、東日本大震災の犠牲者への追悼と鎮魂や日本の再生に向けた復興への強い意志を国内外に向けて明確に示すことなどを目的とした復興の象徴となる公園。

| 成果指標項目 | 単位 | 現状値 | 目標値（H35） | 目標設定の考え方 |
|---|---|---|---|---|
| 水道水の供給と下水処理に満足している人の割合 | % | 73.4 | 80.0 | 市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が５年後（H35）に80%となることを目指す |
| 水道普及率 | % | 89.1 | 90.9 | 人口の減少分と拡張や再建等の新設を合わせ、年0.3%の増加を目指す |
| 水道管の耐震化率 | % | 27.0 | 35.4 | 直近５か年の平均増加率年1.4%とする |
| 浄化槽設置率 | % | 49.0 | 54.2 | 汚水処理施設概成アクションプランの計画値 |
| 公営企業会計化進捗率 | % | 19.0 | 100.0 | ２年後（2020年度）に100%を目指す |

**部門別計画**

- ・陸前高田市水道事業経営戦略
- ・横田地区簡易水道事業経営変更認可
- ・陸前高田市公共下水道全体計画
- ・岩手汚水処理ビジョン2017

| 基本政策３ | 住環境整備を促進する |
|---|---|

| 現　状　と　課　題 |
|---|
| ・市営住宅については、常に高い入居率を維持していますが、老朽化が著しい市営住宅も多いことから、施設改修やバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザイン※7に配慮しながら計画的に維持管理を行う必要があります。<br>・一般住宅については、耐震診断や耐震改修に対する助成を行うことにより、防災に強いまちづくりに努めています。<br>・国内外からの来客が見込まれる高田松原津波復興祈念公園の整備に合わせて、祈念公園周辺や中心市街地などにおいて、より良好な景観形成が必要となっています。<br>・生涯スポーツ・競技スポーツの振興や、スポーツによる交流人口の拡大を推進するため、新たな運動施設の整備が必要です。<br>・復興事業により整備された公園を、市民の協力を得ながら適正に維持管理していくことが課題となっています。 |

| 基本事業の方向 | 主な取組内容 |
|---|---|
| 市営住宅の維持管理 | 長寿命化計画の策定による市営住宅を含めた全ての公営住宅の適正な維持管理に努めます。 |
| 一般住宅への支援 | 耐震診断や耐震改修への助成による耐震化の促進を図ります。 |
| 良好な景観形成の推進 | 陸前高田市景観計画やまちなみづくりの手引きなどのガイドラインに基づく良好な景観形成を推進します。 |
| 高田松原運動公園の整備の推進 | 高田松原津波復興祈念公園内への野球場や、サッカー場などの整備を推進します。 |
| 豊かな公園･緑地に囲まれたまちづくりの推進 | 地域住民の協力による公園などの適正な維持管理に努めるとともに、まちなかの緑化空間の改善による豊かな住環境の形成を図ります。 |
| 都市基盤施設等の整備 | 幹線道路や生活道路、公園などの整備により、有事の際の避難路や避難場所の確保に努めるとともに、住環境の整備により安全・安心・快適なまちづくりを推進します。 |

※7　ユニバーサルデザイン…文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができるように目指した施設・製品・情報などの設計。

| 成果指標項目 | 単位 | 現状値 | 目標値（H35） | 目標設定の考え方 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 住環境に満足している人の割合 | % | 62.0 | 70.0 | 市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が５年後（H35）に70%となることを目指す |
| 住まいるリフォーム支援事業助成件数（延べ件数） | 件 | 369 | 520 | 直近３か年平均を維持 |
| 景観形成基準に適合している建築物等の割合 | % | ― | 90.0 | 概ね基準に適合することを目指す |
| 運動公園利用者数 | 人 | ― | 10,000 | 県内施設と同等数を目指す |

**部門別計画**

・陸前高田市緑の基本計画
・高田松原津波復興祈念公園基本計画
・陸前高田市景観計画
・陸前高田市都市計画マスタープラン

| 基本政策４ | 地域の伝統や文化を大切にする |
| --- | --- |

| 現　状　と　課　題 |
| --- |
| ・心豊かでうるおいとやすらぎのある市民生活の実現に向けて、市民一人ひとりが文化芸術に親しむ機会を確保していく必要があります。<br>・文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承や発展、創造に活用していくためには、まちづくりや観光など、多方面の分野における施策との連携を図っていく必要があります。<br>・市民の文化に対するニーズも多様で高度なものに変化しており、ニーズに適応した事業展開が求められています。<br>・先人たちによって受け継がれてきた自然・歴史・文化資源を活かした「陸前高田らしさ」を、長期的なまちづくりに受け継いでいくことが望まれています。<br>・津波で被災した地域に根差した文化財の再生を目指して、国内外の専門機関などの支援を受けながら取り組んでいます。<br>・小中学校の総合的な学習時間などにおいて、郷土の自然・歴史・文化に関する探究学習活動の機会を設けています。<br>・民俗芸能や民俗技術などの文化財については、後継者の育成が最重要課題となっています。<br>・文化的景観や歴史文化基本構想などの近年の文化財概念や構想を反映し、まちづくりに関わるような事業展開が望まれています。 |

| 基本事業の方向 | 主な取組内容 |
| --- | --- |
| みんなが親しめる多様な文化芸術活動の推進 | 芸術鑑賞や創作発表機会の提供を図るとともに、市民の自主的・主体的な文化芸術活動を支援します。 |
| 歴史と風土に培われた文化財の保存と活用 | 被災した文化財の再生に向けた早期修復や過去に起きた災害の記録の保存と活用を図るとともに、文化財の活用に資するための基礎調査の実施に努めます。 |
| 文化活動を育てる環境の整備 | 小中学校と連携した学習活動や郷土芸能伝承支援などによる文化財保存活用を推進します。 |

| 成果指標項目 | 単位 | 現状値 | 目標値（H35） | 目標設定の考え方 |
|---|---|---|---|---|
| 地域の伝統や文化の保護･活用に満足している人の割合 | ％ | 56.7 | 70.0 | 市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が５年後（H35）に70％となることを目指す |
| 市民芸術祭参加者数 | 人 | 1,881 | 1,900 | 人口減少が見込まれる中、参加者数の現状維持を目標とする |
| 文化財報告会及び展示会参加者数 | 人 | 323 | 330 | 〃 |
| 教育普及事業（出前講座、博物館教室､中沢浜貝塚関連事業）参加者数 | 人 | 305 | 310 | 〃 |

**部門別計画**

・陸前高田市教育大綱
・第９次教育振興基本計画
・陸前高田市における歴史・文化遺産を活用した復興計画
・文化財等保存活用計画

| 基本政策５ | 生涯学習を推進する |
|---|---|

| 現　状　と　課　題 |
|---|
| ・市民一人ひとりが生きがいのある心豊かな生活を送れるよう、主体的に学習に取り組むためのきっかけづくりや、学習の成果を生かせる環境づくりが求められています。<br>・社会情勢の変化に伴って個人の価値観やライフスタイルが多様化するなか、市民の学習ニーズも多様化していることから、青少年から高齢者まで幅広い世代に対応した学習機会の提供が必要です。<br>・市民が学習活動を通じて交流を深めることや、学んだ成果を公共的な課題解決に生かした取組につなげることができるよう、社会や地域づくりに参画していくことが求められています。 |

| 基本事業の方向 | 主な取組内容 |
|---|---|
| 連携･協働による生涯学習の推進 | 関係機関や団体などとの連携・協働による多様な学習機会の提供に努めます。 |
| 自主的･主体的な学習活動への支援 | 多様な学習ニーズやライフスタイルに応じた、自主的・主体的に行う学習活動を支援するとともに、学習情報の提供や相談体制の充実などによる学習活動への参加を促進します。 |
| 学びの成果を地域や社会で生かせる環境づくりの推進 | 地域コミュニティの活性化につなげるための学習機会の提供を図るとともに、学びの成果や培ってきた知識・技能を生かしたボランティア活動の推進に努めます。 |
| 学びの場となる施設の整備・充実 | 社会教育施設の利用促進と適切な維持管理に努めるとともに、誰にでもやさしく使いやすい市民文化会館と市立博物館の整備を図ります。 |

| 成果指標項目 | 単位 | 現状値 | 目標値（H35） | 目標設定の考え方 |
|---|---|---|---|---|
| 生涯学習の推進に満足している人の割合 | ％ | 69.7 | 75.0 | 市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が５年後（H35）に75％となることを目指す |
| 各種講座等参加者数 | 人 | 6,200 | 6,200 | 人口減少が見込まれる中、参加者数の現状維持を目標とする |
| 各種講座等参加者の評価 | ％ | 90.0 | 92.0 | ５年後（H35）に２％の増加を目指す |

**部門別計画**

・陸前高田市教育大綱

・第９次教育振興基本計画

# まちづくり総合計画基本計画（部門別計画）

## １　基本目標

３　安全・安心で環境にやさしいまちづくり

## ２　基本方針（基本目標がめざすまちづくりの方針）

全ての災害に備えて地域防災力を高めるとともに、自然環境の保全に配慮しながら生活環境が整備されるまちづくりを進めます。

## ３　体系図

| 基本目標 | 基本政策 |
| --- | --- |
| ３　安全・安心で環境にやさしいまちづくり | ６　防災意識を高め、防災・減災体制を整える |
| | ７　消防・救急体制の充実を図る |
| | ８　交通安全を推進する |
| | ９　防犯体制の強化と安心なまちづくりを推進する |
| | 10　自然環境の保全に努める |
| | 11　ごみの減量と資源の活用を図る |

## ４　基本施策における取組内容

| 基本政策６ | 防災意識を高め、防災・減災体制を整える |
|---|---|

| 現　状　と　課　題 |
|---|
| ・近年、モバイル端末の保有率が増加していることから、防災メール※8やフェイスブックなどのソーシャルネットワークサービス※9を活用して防災情報を発信していく必要があります。<br>・津波が襲来した際に安全な場所へ避難できるよう、子どもや外国人でも分かりやすい避難誘導標識の整備を進めています。<br>・災害からの被害を最小限に留めるためには、地域の力で支える共助が重要となることから、その中心となる自主防災組織の組織率を高める必要があります。<br>・東日本大震災から時間が経過するにつれて、当時の経験の記憶や教訓が薄れつつあります。震災の悲劇を二度と繰り返さないため、防災講座や避難訓練、大人から子どもまでが楽しみながら学べる防災イベントなどの開催を継続し、内容の充実を図っていく必要があります。<br>・指定避難所には計画的に備蓄を行っていますが、災害の規模によっては必要数を確保できない可能性があることから、民間事業者や他自治体との間で災害協定の締結を進めています。また、各家庭における備蓄について、より一層の啓発に努める必要があります。<br>・東日本大震災の犠牲者の追悼・鎮魂と震災の経験の伝承を目的に整備される高田松原津波復興祈念公園内に残される震災遺構を適正に保存するとともに、防災意識を高めるために、語り部活動と連携しながら積極的に活用していくことが必要です。<br>・今後の防災・減災に対する取組にあたり、東日本大震災の記録・資料・映像・画像・体験などを活用していくことが重要であることから、震災に関するコンテンツを体系的に整理しています。また、震災の経験を地域として保全し、他地域に伝える活動が必要です。 |

※８　防災メール…メール配信サービスに登録・利用することで、防災行政無線の放送内容を携帯電話やパソコンのメールで受信できるサービス。
※９　ソーシャルネットワークサービス…人と人との社会的なつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の会員制サービス。

| 基本事業の方向 | 主な取組内容 |
|---|---|
| 防災情報伝達体制の確立 | 防災行政無線の新設・増設と市ホームページやフェイスブック、ツイッターなどのデジタル媒体の積極的活用により情報発信の強化に努めます。 |
| 地域防災力の向上 | 自主防災組織の組織化の推進及び活動を支援します。 |
| 防災教育の推進 | 小中学校における防災授業や地域における防災講座の充実と防災リーダー育成のための講座や子どもから大人までが防災を身近に楽しく学べるイベントを開催します。 |
| 災害への備えの充実 | 指定避難所などへの、食料、飲料水の生活必需品などの備蓄や、民間事業者や他自治体との災害協定の締結、各家庭や地域へのローリングストック備蓄法※10の啓発による適正な備蓄の推進を図ります。 |
| 震災遺構の保存と活用 | 各震災遺構の目的に沿った保存・活用を図ります。 |
| 復興祈念公園避難誘導サインの設置 | 観光客などが避難ルートを把握しやすい誘導サインの設置を促進します。 |
| 震災アーカイブの収集・活用の促進 | 東日本大震災の記録・資料・映像・画像・体験などに関するコンテンツの収集・整理により、他地域に伝える活動を推進します。 |

| 成果指標項目 | 単位 | 現状値 | 目標値（H35） | 目標設定の考え方 |
|---|---|---|---|---|
| 防災意識の普及と防災･減災体制に満足している人の割合 | % | 68.6 | 75.0 | 市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が５年後（H35）に 75％となることを目指す |
| 防災メール登録者数 | 人 | 2,000 | 3,000 | ５年後に人口の 15％を目指す |
| 自主防災組織率 | % | 66.0 | 100.0 | ５年後（H35）に 100％を目指す |

※10　ローリングストック備蓄法…日常的に非常食を食べて、食べたら買い足すという行為を繰り返し、常に家庭に新しい非常食を備蓄する方法。

| 成果指標項目 | 単位 | 現状値 | 目標値<br>(H35) | 目標設定の考え方 |
|---|---|---|---|---|
| 防災マイスター資格取得者数（延べ人数） | 人 | — | 200 | 年40人の取得者を目指し、５年後（H35）には今年度の５倍とする |
| 津波避難訓練参加者数 | 人 | 2,053 | 3,000 | 平成29年度実績に対し、５年後に1.5倍とする |

**部門別計画**

・陸前高田市地域防災計画
・陸前高田市国民保護計画
・高田松原津波復興祈念公園基本計画

| 基本政策７ | 消防・救急体制の充実を図る |
|---|---|

| 現　状　と　課　題 |
|---|
| ・消防団員数の減少による地域防災力の低下が懸念されています。また、消防団員が安全に消防活動を遂行できるよう、装備や環境の整備も必要です。<br>・急病人やけが人などに遭遇した場合の応急手当や救命処置について、中学生から高齢者までの幅広い年代に対し、普及に取り組んでいます。また、火災を未然に防ぐための防火講話や消火訓練を自治会や事業所などで実施しています。今後も継続して知識や技術の定着を目指していく必要があります。 |

| 基本事業の方向 | 主な取組内容 |
|---|---|
| 消防団員の確保 | 消防団の必要性に関する市内事業所への意識啓発の実施により、入団しやすい環境づくりを推進します。 |
| 消防団員の安全対策 | 消防団員の装備の充実や消防活動技術・安全管理能力の向上により安全対策を推進します。 |
| 応急手当方法などの普及 | 応急手当方法などの普及により知識・技術の定着化促進を図ります。 |
| 防火思想の普及 | 幼少期から防火に対する関心を持って学べる場の提供に努めます。 |

| 成果指標項目 | 単位 | 現状値 | 目標値（H35） | 目標設定の考え方 |
|---|---|---|---|---|
| 消防･救急体制に満足している人の割合 | ％ | 84.3 | 87.0 | 市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が５年後（H35）に87％となることを目指す |
| 消防団員数 | 人 | 631 | 631 | 現状維持を図る |
| 救急講習受講者数 | 人 | 855 | 855 | 〃 |
| 防火講習等受講者数 | 人 | 2,984 | 2,984 | 〃 |

**部門別計画**

なし

| 基本政策８ | 交通安全を推進する |
|---|---|

| 現　状　と　課　題 |
|---|
| ・市内の交通事故の発生状況を見ると、高齢者が関係した事故が多くなっています。高齢者の交通安全教育として、高齢者が利用する交通手段の特性を理解するための参加・体験・実践型の講習会を開催し、より一層の交通安全意識の高揚を図る必要があります。<br>・市民一人ひとりが、交通安全の確保を自らの課題として認識していく必要があります。<br>・より安全な交通環境の整備に向け、地域の交通情勢を踏まえ、行政・関係団体・学校・保護者・住民との情報共有や協働を今後も継続していきます。<br>・歩行者や自転車・車いす利用者など、全ての方が安全・安心で快適に利用できる道路環境の整備が必要です。<br>・カーブミラーやガードレールなど、安全・安心なまちづくりに必要な交通安全施設の整備を順次進める必要があります。 |

| 基本事業の方向 | 主な取組内容 |
|---|---|
| 高齢化や高齢運転者の増加による交通事故への対策 | 高齢者を対象とした、交通手段の特性に合わせた参加・体験・実践型の交通安全教室を開催します。 |
| 交通安全意識の高揚 | 幼児から高齢者までが段階的かつ体系的に学べる交通安全教育を実施します。 |
| 交通安全施設の整備事業の推進 | 関係機関との連携による危険個所などの点検を実施するとともに、道路標識などの交通安全施設の整備の推進を図ります。 |
| 通学路交通安全プログラムの充実 | 児童生徒が安心して通学できる環境づくりの推進を図ります。 |

| 成果指標項目 | 単位 | 現状値 | 目標値<br>（H35） | 目標設定の考え方 |
|---|---|---|---|---|
| 交通安全の推進に満足している人の割合 | ％ | 48.8 | 60.0 | 市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が５年後（H35）に60％となることを目指す |
| 交通事故発生件数 | 件 | 434 | 400 | ５年後には現状から約10％の減少を目指す |

**部門別計画**

なし

| 基本政策９ | 防犯体制の強化と安心なまちづくりを推進する |
|---|---|

| 現　状　と　課　題 |
|---|
| ・近年、社会構造の変化により、地域の連帯意識や防犯意識が低下するとともに、振り込め詐欺や架空請求等の特殊詐欺が大きな問題になっています。また、情報化の進展により犯罪は広域化・巧妙化しており、未成年者や高齢者が犯罪に巻き込まれる恐れがあります。<br>・犯罪を防止するためには市民の防犯意識を高めることが重要であることから、警察や防犯協会などの関係機関との連携を一層強化していく必要があります。 |

| 基本事業の方向 | 主な取組内容 |
|---|---|
| 防犯活動の推進･体制強化 | 警察や各地区防犯協会、関係団体との連携による、市民の防犯意識の高揚に努めるとともに、防犯灯の設置・更新による夜間の犯罪や事故の抑止に努めます。 |
| 消費者保護と情報提供の充実 | 出前講座などの開催による市民への消費者保護に関する情報提供を推進します。 |
| 各種相談の充実 | 人権擁護委員や行政相談委員による市民相談を実施します。 |
| 人権擁護活動の充実 | 身近に起こる人権や行政に関する問題を解決に導く取組を実施します。 |

| 成果指標項目 | 単位 | 現状値 | 目標値(H35) | 目標設定の考え方 |
|---|---|---|---|---|
| 防犯体制の強化と安心なまちづくりの推進に満足している人の割合 | % | 57.0 | 65.0 | 市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が５年後（H35）に65%となることを目指す |
| 刑法犯発生件数 | 件 | 37 | 30 | ５年後（H35）に現状から約20%の減少を目指す |

**部門別計画**

・地域安全条例

| 基本政策 10 | 自然環境の保全に努める |
|---|---|

| 現　状　と　課　題 |
|---|
| ・東日本大震災の影響で、高田松原が消失するなど、本市の環境は大きく変化しました。また、住環境やコミュニティも震災前と比べて大きく変化し、震災前に実施していた清掃活動や環境教育の一部ができない状況にあります。<br>・昨今のゲリラ豪雨など、河川や急傾斜地の保全が急務となっており、土砂災害や洪水などの発生を抑制するとともに、環境保全に努めていきます。 |

| 基本事業の方向 | 主な取組内容 |
|---|---|
| 自然環境の保全 | 清掃活動や自然観察会などを通じた自然環境保全意識の高揚を図るとともに、学校、家庭、地域の連携による小中学生への環境教育を推進します。 |

| 成果指標項目 | 単位 | 現状値 | 目標値（H35） | 目標設定の考え方 |
|---|---|---|---|---|
| 自然環境の保全に満足している人の割合 | ％ | 68.4 | 75.0 | 市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が５年後（H35）に 75％となることを目指す |
| 川の環境基準（ＢＯＤ75％値環境基準） | mg/l | 1.3 | 1.0 以下 | 現状から 30％程度の改善を目指す |
| 海の環境基準（ＣＯＤ75％値環境基準） | mg/l | 1.6 | 1.5 以下 | 現状から 10％程度の改善を目指す |
| 環境教育・出前講座の開催回数 | 回 | ― | 2 | 震災前の約 30％の水準を目指す |

**部門別計画**

・陸前高田市環境基本計画

| 基本政策 11 | ごみの減量と資源の活用を図る |
|---|---|

| 現　状　と　課　題 |
|---|
| ・現在の分別区分を徹底することにより再資源化を進めるとともに、家庭系生ごみ処理機の購入助成等により減量を図る必要があります。<br>・ごみ処理に要する費用は高額であることから、ごみの排出量を抑制する必要があります。また、平成 23 年度からは可燃ごみの広域処理が行われています。<br>・地球規模での環境問題が深刻さを増す中、ごみを減らし資源を有効活用するためには、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）の３Ｒを積極的に推進し、市民、事業者、行政が一体となった取組が必要となっています。<br>・環境負荷の少ない新エネルギーを積極的に導入することが求められており、市民や事業所への太陽光発電システムや木質バイオマスストーブなどの導入を今後も促進していく必要があります。<br>・災害時における必要最低限の電力の確保と、平常時における再生可能エネルギーを活用した環境との共生やエネルギーの地産地消を図るため、自立・分散型エネルギー供給システムの構築について検討を行っています。 |

| 基本事業の方向 | 主な取組内容 |
|---|---|
| ごみ減量化の推進 | ごみの発生抑制に向けた意識啓発の推進を図り、ごみ減量に関する市民からの意見を事業への反映に努めるとともに、生ごみ処理容器などの購入費助成により生ごみの減量促進に取り組みます。 |
| 再生物の再資源化 | 集団資源回収の奨励により再資源化の促進を図ります。 |
| 新エネルギーの利用促進 | 住宅・事業所への太陽光発電システムや、木質バイオマスストーブなどの普及による新エネルギーの利用促進を図ります。 |

| 成果指標項目 | 単位 | 現状値 | 目標値<br>(H35) | 目標設定の考え方 |
|---|---|---|---|---|
| ごみの減量と資源の活用に満足している人の割合 | ％ | 58.2 | 70.0 | 市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が５年後（H35）に70％となることを目指す |
| 市民１人１日当たりのごみ排出量 | g | 619 | 610 | 現状から約１％の減少を目指す |
| 新エネルギー利用促進助成件数 | 回 | 40 | 40 | 現状維持を目指す |

**部門別計画**

・一般廃棄物処理基本計画
・陸前高田市環境基本計画

# まちづくり総合計画基本計画（部門別計画）

## １　基本目標

**４　子どもたちを健やかに育むまちづくり**

## ２　基本方針（基本目標がめざすまちづくりの方針）

安心して子どもを産み育てることができる環境を整えるとともに、子どもが学校や地域に見守られながら豊かな心が育まれるまちづくりを進めます。

## ３　体系図

| 基本目標 | 基本政策 |
| --- | --- |
| ４　子どもたちを健やかに育むまちづくり | 12　安心して子どもを産み育てられる環境を整える |
| | 13　一人ひとりを大切にした学校教育を推進する |
| | 14　子どもたちに知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育成する |
| | 15　家庭や地域の教育力を高める |
| | 16　安全・安心な学校教育環境を整える |

## ４　基本施策における取組内容

| 基本政策 12 | 安心して子どもを産み育てられる環境を整える |
|---|---|

| 現　状　と　課　題 |
|---|
| ・震災前に策定した児童育成計画により、子育て支援に関する様々な施策を実施してきましたが、出生数の減少傾向に歯止めがかからず、20 年前と比較してほぼ半減しています。<br>・安心して出産できるよう、妊娠・出産に関する情報の提供や妊婦健康診査、両親学級、祖父母学級などを実施しています。また、出産後の継続的な支援として、子どもの成長・発達にあわせ、療育・子育て支援や思春期保健などを実施しています。今後も地域全体で子育てを支え、子どもが健やかに成長できるよう、母子保健事業を充実することが必要です。<br>・核家族化が進行する中、保護者への子育てに関する負担は増大しています。<br>・夫婦共働き世帯の増加により、保育所への入所の低年齢化や放課後児童クラブの利用児童数の増加など、出生数の減少に反してその需要は年々高まっています。<br>・子どもを取り巻く環境としては、家庭の貧困が学習、生活、就業等の面で影響や問題を生み出す要因となる可能性があることから、障がいや発達への支援が必要な子どもについては、早期の気付きから支援につなげ、障がいの状態に応じた適切な支援が求められています。<br>・児童虐待については、虐待が重篤化する前の相談支援や関係機関との連携の充実が必要です。 |

| 基本事業の方向 | 主な取組内容 |
|---|---|
| 子育て環境の積極的支援 | 育児相談の窓口となる子育て支援センターの設置や学童保育に関する要望を踏まえた未設置地区などへの働きかけを行うとともに、出生時や就学時における商品券の給付による経済的支援を行います。また、子どもの貧困に関する実態把握をした上で対策を検討・実施するとともに、児童が安心して遊べる場所の確保・整備を図ります。 |

| 基本事業の方向 | 主な取組内容 |
| --- | --- |
| 保育サービスの充実 | 少子化に対応した保育所のあり方を検討するとともに、病後児保育・休日保育の実施や一時預かり・延長保育の拡充により、多様化する保育サービスに対応していきます。また、子育て支援員養成研修の実施により、市民総参加型子育て支援を推進します。 |
| ひとり親等の家庭への支援 | ひとり親家庭への児童扶養手当の給付により経済的支援を図るとともに、医療費助成等により健全な児童の育成を支援します。また、ひとり親支援員の配置により就労・経済面に関する相談への適切な助言・指導を行います。 |
| 障がい児や発達支援が必要な児童への支援 | 児童発達支援や放課後児童デイサービスの実施により障がい児や発達支援が必要な児童へのケアを充実するとともに、障がい児のライフイベント等における円滑な支援を継続していきます。 |
| 虐待のない地域づくりの推進 | 家庭児童相談室の設置により近親間における虐待の予防啓発に努めるとともに、虐待発生時に迅速な対応が可能な体制を整備します。 |
| 母子保健事業の充実 | 各種健診・教室・相談事業の充実を図るとともに、周産期医療情報ネットワークシステムの活用により妊婦への早期介入支援や赤ちゃん訪問を実施します。また、高度な不妊治療を希望する人の負担を軽減するための施策の充実を図るとともに、関係機関との連携により子どもの健康づくりに関する必要な支援や情報提供を図ります。 |
| 思春期保健事業の充実 | 障がいの有無や性的マイノリティに関わらず人間関係を築ける若者の育成を図るとともに、妊娠・出産・育児・性に関する基本的知識の普及により生命を尊重し思いやりをもった心の育成を図ります。 |

| 成果指標項目 | 単位 | 現状値 | 目標値（H35） | 目標設定の考え方 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 子どもを産み育てる環境に満足している人の割合 | ％ | 41.2 | 60.0 | 市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が５年後（H35）に60％となることを目指す |

| 成果指標項目 | 単位 | 現状値 | 目標値<br>(H35) | 目標設定の考え方 |
|---|---|---|---|---|
| 年間出生数 | 人 | 94 | 110 | 人口減少が見込まれる中、少しでも増加するよう取り組んでいく |
| 児童公園等の整備（延べ数） | 箇所 | 4 | 6 | ５年後（H35）までに２箇所の整備を目指す |
| 移住定住する女性の数 | 人 | 27 | 50 | 現状の２倍程度の増加を目指す |

**部門別計画**

- ・陸前高田市子ども・子育て支援事業計画
- ・みんなの子ども計画（母子保健計画）
- ・健康りくぜんたかた 21 プラン（第２次）
- ・食育推進基本計画

| 基本政策13 | 一人ひとりを大切にした学校教育を推進する |
|---|---|

| 現　状　と　課　題 |
|---|
| ・東日本大震災以降、児童生徒の心のケアを最重要課題として取り組んできましたが、サポートが必要な子どもの数は減少していないことから、引き続き中長期的な視点から組織的・継続的に支援していく必要があります。<br>・児童生徒数が減少している一方、学習・生活面で配慮を要する子どもの数は増加傾向にあることから、特別支援学級の設置のほか、特別支援教育指導補助員を各校に配置しています。<br>・学校不適応（不登校）の児童生徒が毎年一定数出現しているため、適応支援教室を設置し、不適応解消のための相談活動や学習支援などを行っています。<br>・市内の小中学校におけるいじめの認知件数は、毎年十数件となっています。児童生徒への意識調査によると、「いじめのない学校」は多くの児童生徒の強い願いであることから、根絶に向けた計画的・組織的な取組を継続していく必要があります。 |

| 基本事業の方向 | 主な取組内容 |
|---|---|
| 長期にわたる児童生徒の心のケアの実施 | 震災等の影響によるストレスを抱える子どもたちへの組織的・継続的な支援により、心のケアや教育相談活動の充実を図ります。 |
| 配慮を要する児童生徒への支援の充実 | 配慮を要する子どもを支援することにより、ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくりの具現化を図るとともに、すべての子どもが豊かに学べる教育環境の実現を目指します。 |
| 学校不適応児童生徒の不適応解消に向けた支援 | 学校・スクールカウンセラー・教育相談員・適応支援員の連携により、学校不適応児童生徒の学校復帰に向けた相談活動や学習支援を行います。 |
| いじめのない､いじめを許さない学校づくりの推進 | 学校・保護者・関係団体の連携により、いじめ防止の啓発や対策に関する実効的な取組を推進します。 |

| 成果指標項目 | 単位 | 現状値 | 目標値<br>(H35) | 目標設定の考え方 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 一人ひとりを大切にした学校教育の推進に満足している人の割合 | % | 62.2 | 70.0 | 市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が５年後（H35）に70%となることを目指す |
| 「こころとからだの健康観察」における要サポート児童生徒の割合 | % | 小 12.9<br>中 11.2 | 小 10.9<br>中 9.2 | 現状から２%の減少を目指す |
| 学校不適応児童生徒出現率 | % | 小 0.13<br>中 2.65 | 小 0.00<br>中 2.35 | 現状においても全国の水準を下回っているが、更なる減少を目指し、小学校は不適応ゼロを目標とする |
| いじめ解消率 | % | 80.0 | 100.0 | いじめの根絶を目指す |

**部門別計画**

・陸前高田市教育大綱

・第９次教育振興基本計画

| 基本政策 14 | 子どもたちに知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育成する |
|---|---|

| 現　状　と　課　題 |
|---|
| ・市内の児童生徒の学力は、県平均や全国平均を若干上回っており、学力の定着状況は概ね良好です。<br>・東日本大震災以降、震災の体験から得た生命の大切さや思いやり、郷土を愛する心を育む道徳教育や特別活動の充実が図られています。<br>・運動能力調査の結果によると、本市の児童生徒は、多くの種目で県平均を上回る結果となっています。また、運動が好きな児童生徒と苦手な児童生徒が二極化しているといった課題も指摘されています。 |

| 基本事業の方向 | 主な取組内容 |
|---|---|
| 確かな学力を育む教育の推進 | 生きる上での知恵やたくましく生き抜くための力の育成を全教育活動の中で展開することにより、基礎的・基本的な知識や技能の習得、思考力・判断力・表現力の育成を図ります。 |
| 豊かな心を育む教育の推進 | 道徳の授業などにおいて、自然体験やボランティア活動をはじめとする様々な体験活動等を推進します。 |
| 健やかな体を育む教育の推進 | 楽しみながら運動することで体力を向上することができる学校体育の充実を図るとともに、安全・安心な学校給食の提供と食育を推進します。 |

| 成果指標項目 | 単位 | 現状値 | 目標値（H35） | 目標設定の考え方 |
|---|---|---|---|---|
| 子どもたちの知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成に満足している人の割合 | % | 70.4 | 75.0 | 市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が５年後（H35）に 75%となることを目指す |
| 学習定着度状況調査における「授業の内容がわかる」と答えた児童生徒の割合 | % | 小 92.1<br>中 77.2 | 小 93.1<br>中 78.2 | 現状においても県の水準を上回っているが、更なる向上を目指す |

| 成果指標項目 | 単位 | 現状値 | 目標値<br>(H35) | 目標設定の考え方 |
|---|---|---|---|---|
| 「人の気持ちがわかる人間になりたい」と思っている児童生徒の割合 | % | 小 66.0<br>中 80.0 | 小 68.0<br>中 82.0 | 現状においても県の水準を上回っているが、更なる向上を目指す |
| 体力・運動能力調査の総合評価全５段階のうちＡ・Ｂ・Ｃ段階の児童生徒の割合 | % | 小 76.0<br>中 82.7 | 小 78.0<br>中 83.7 | 現状においても県の水準を上回っているが、更なる向上を目指す |

**部門別計画**

・陸前高田市教育大綱
・第９次教育振興基本計画

| 基本政策 15 | 家庭や地域の教育力を高める |
|---|---|

| 現　状　と　課　題 |
|---|
| ・核家族化などによる地域のつながりの希薄化や、子育てや家庭教育について学ぶ機会の減少など、家庭教育の質的向上が課題となっています。 また、社会全体で家庭教育支援に取り組む体制づくりの必要性が増していることから、学校・家庭・地域が連携して家庭の教育力の向上を図っていくことが必要です。<br>・子育ての悩みや不安を抱えたまま孤立している保護者に対し、相談できる相手とのつながりを持つ機会が求められています。<br>・子どもの成長に応じて家庭教育の課題も変わってくることから、誕生から自立までその時々に応じた「学び」を支援していくことが重要です。<br>・異なる年齢の子どもや異世代の地域の人々との関わりの中で、様々な体験の機会を提供して、子どもの自主性・創造性・社会性を涵養するとともに、触れる・体験するといった感覚を通じて情操を養うなど、子どもを育てていく環境を整備することが求められています。 |

| 基本事業の方向 | 主な取組内容 |
|---|---|
| たくましい子どもを育てる家庭教育の支援 | 子育てに関する知識や技術の普及により家庭の教育力の向上に努めるとともに、子育てに関する悩みを持つ保護者同士が交流できる機会を提供することなどにより、支援ネットワーク体制の構築を図ります。 |
| 地域全体で子どもを育てる環境づくり | 学校・家庭・地域の連携・協働での子育て環境づくりにより、学校教育の充実や生涯学習社会の実現、地域の教育力向上を図ります。 |
| 青少年の健全育成活動の推進 | 多様な体験活動の機会を提供することにより、次代を担う青少年の健全育成を推進するとともに、中高生のボランティア活動を通じた職場体験により、事業所等と連携したキャリア教育を推進します。 |
| 学校・家庭・地域との連携・協働による教育の推進 | 目標やビジョンを共有して協働による教育に取り組むことにより、学校・家庭・地域が一体となった教育活動を推進します。 |

| 成果指標項目 | 単位 | 現状値 | 目標値（H35） | 目標設定の考え方 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 家庭や地域の教育力に満足している人の割合 | ％ | 69.9 | 75.0 | 市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が５年後（H35）に75％となることを目指す |
| 各種学級等参加者数 | 人 | 1,934 | 1,940 | 人口減少が見込まれる中、参加者数の現状維持を目標とする |
| 各種学級等参加者の評価 | ％ | 77.0 | 80.0 | ５年後（H35）に３％の増加を目指す |
| 学校支援地域本部の設置数（延べ数） | 箇所 | 9 | 10 | 市内の全ての小学校及び中学校単位での設置を目指す |
| 学校支援ボランティアの登録者数（延べ人数） | 人 | 100 | 110 | 学校支援地域本部の設置数増加に合わせて、１割程度の増加を目指す |
| たかた子どもキャンパス※11の年間参加者数 | 人 | 212 | 220 | 人口減少が見込まれる中、参加者数の現状維持を目標とする |

**部門別計画**

- 陸前高田市教育大綱
- 第９次教育振興基本計画

※11　たかた子どもキャンパス…子どもたちが学習活動や文化体験活動、地域住民との交流活動などに取り組む機会を提供する土曜子ども教室。

| 基本政策 16 | 安全・安心な学校教育環境を整える |
|---|---|

| 現　状　と　課　題 |
|---|
| ・学校防災機能の強化については、全ての小中学校に非常用品が整備・保持されているとともに、非常通信手段として停電時でも使用可能な衛星電話が配備されています。<br>・通学路の安全性の確保に向けて、通学路合同点検を実施することにより、危険個所の把握や改善に向けた対策を講じています。また、浸水区域や遠距離通学への対応として、スクールバスを運行しています。さらに、通学路の状況も刻々と変化するため、定期的な状況把握や安全指導の徹底が必要です。<br>・震災の教訓を踏まえ、市独自の防災教育副読本を作成し、防災教育が各校で展開されています。今後、震災の教訓を風化させず、語り継いでいくための防災教育のあり方が課題です。<br>・災害に強い安全なまちづくりに向け、防潮堤などの整備を進めていますが、未完成の箇所があることから、震災時に浸水した区域に立地している学校については、緊急時の対応などの安全対策を徹底する必要があります。 |

| 基本事業の方向 | 主な取組内容 |
|---|---|
| 小中学校の安全と教育環境の整備 | 学校施設の充実や学校の防災機能の強化により、安心して学べる教育環境を形成します。 |
| 通学路の安全性及び利便性の保障 | 関係団体が連携した登下校の安全確保により、安全対策を推進します。 |
| 自らの命を守り抜くための防災教育の推進 | 防災教育副読本を活用した実践や家庭・地域と連携した取組を推進することにより、自らの命を守り抜くために主体的な行動ができる能力の習得を支援するとともに、安全・安心な社会づくりに貢献できる態度の養成に努めます。 |

| 成果指標項目 | 単位 | 現状値 | 目標値（H35） | 目標設定の考え方 |
|---|---|---|---|---|
| 学校教育環境に満足している人の割合 | ％ | 66.0 | 70.0 | 市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が５年後（H35）に70％となることを目指す |
| 通学路安全点検危険箇所改善率 | ％ | 35.0 | 40.0 | 現状から約５％増を目指す |
| 学校教育計画の中に防災教育を位置づけ、実践に取り組んでいる小中学校の割合 | ％ | 100.0 | 100.0 | 現状を維持し、防災教育の継続を目指す |

**部門別計画**

・陸前高田市教育大綱
・第９次教育振興基本計画

# まちづくり総合計画基本計画（部門別計画）

## １　基本目標

５　共に支え、健康に暮らすまちづくり

## ２　基本方針（基本目標がめざすまちづくりの方針）

誰もが互いに理解し合い、支え合いを大切にし、市民一人ひとりが健康に暮らすことができるまちづくりを進めます。

## ３　体系図

| 基本目標 | 基本政策 |
| --- | --- |
| ５　共に支え、健康に暮らすまちづくり | 17　共生のまちづくりを推進する |
| | 18　市民の健康づくりを推進する |
| | 19　安心できる医療・介護・福祉体制を整える |

## ４　基本施策における取組内容

| 基本政策 17 | 共生のまちづくりを推進する |
|---|---|

| 現　状　と　課　題 |
|---|
| ・震災後に整備される公共施設だけでなく、新たに中心市街地などに立地する商業施設や事業所なども含め、まち全体がユニバーサルデザインに配慮された「すべての人にやさしいまち」にしていくことが必要です。<br>・障がい者スポーツ競技者、競技活動を支援する人の育成が課題となっています。<br>・ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくりを進めており、相互理解のための各種講演会などのイベントの開催や、公共施設のほか民間事業者に対してもユニバーサルデザインチェックリストを基にした店舗づくりを要請しているところです。<br>・復興に伴って新しい環境で生活する人が増えていくことから、全ての人が安心して住みやすいまちで暮らせるようにするためには、同じ地域に住む障がいのある人とない人とが、互いに理解し合い、共に支え合って生きる「共生のまち」を実現することが重要となります。そのためには、ソフト面では教育や啓発、協働活動を通じて障がい特性や障がいのある人に対する理解と共感を深め、「心のバリアフリー化」を進めることが必要となります。また、ハード面では、障がいのある人だけでなく、高齢者や妊産婦など誰でも生活しやすい環境整備のため、ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりも必要となります。<br>・平成 27 年に国連サミットにおいて採択された国際目標である「ＳＤＧｓ（エス・ディー・ジーズ）※12」（持続可能な開発目標）において、「誰一人取り残さない」という理念のもと、全ての国が社会・経済・環境について統合的に取り組んでいくこととされています。 このような「誰一人取り残さない」という理念は、本市の「ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくり」に相通じる考え方であることから、ＳＤＧｓの観点も踏まえて、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進する必要があります。<br>・東日本大震災以降、強いコミュニティ性を喪失した又は希薄化した地域が多くあることから、児童・高齢者・障がい者などを含め、市民相互のつながりを深め、これを基盤として各地域コミュニティとのつながりを深めていくことが重要となっています。 |

※12　ＳＤＧｓ（エス・ディー・ジーズ）…Sustainable Development Goals の略。平成 27 年（2015 年） 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、「誰一人取り残さない」を基本方針とする、2030 年までの世界目標。17 分野にそれぞれのゴール（目標）が設定。

| |
|---|
| ・生活に困窮している方が、早期に関係機関に相談できるよう、民生委員、社会福祉協議会などと連携し、潜在的な世帯を含め、生活困窮世帯の把握に努めます。また、被保護世帯については、自立助長に資する相談、助言、指導を積極的に行い、伴走型支援を充実する必要があります。<br>・高齢化の進展と高齢者独居世帯の増加により、介護サービスに対するニーズはますます高まっています。<br>・既存の介護サービス提供事業所は人材不足が深刻なため、サービス提供や施設整備に影響が生じており、人材確保のための方策や専門職を補完するための体制整備が求められています。 |

| 基本事業の方向 | 主な取組内容 |
|---|---|
| ユニバーサルデザインの推進 | 障がいのある人やその家族が暮らしやすいユニバーサルデザインを考慮したまちの形成を目指し、公共施設を整備する際にはユニバーサルデザインに配慮するとともに、ユニバーサルデザインチェックリストに基づく個人店舗や事業所のユニバーサルデザイン化を促進します。また、施設のユニバーサルデザイン化や市民を対象としたユニバーサルマナー研修を開催することにより、ハードもソフトもやさしいまちづくりを推進します。 |
| すべての人がスポーツに親しむ環境の整備 | すべての利用者に対応したスポーツ施設を整備するとともに、障がい者スポーツなどすべてのスポーツを支える人（サポーター）の養成・育成支援体制の充実を図ります。 |
| 共生のまちづくりの推進 | 障がいのあるなしに関わらず人々が交流できる機会を増やすことにより互いに助け合える関係の構築を図るとともに、障がい特性などに関する情報を提供することにより障がいに対する理解を促進していきます。また、障がいのある人について検討する際に当事者が参画できる体制づくりを促進していくとともに、ＳＤＧｓの観点を踏まえた共生のまちづくりを推進していきます。 |
| 安心して暮らせる環境の整備 | 自宅で安心して生活できる障がい福祉サービスの利用促進を図ります。 |
| 自立した生活の構築 | 障がいのあるなしに関わらず自分に適した仕事に就けるための支援体制を整備することにより自立を促進していくとともに、支援者が不在となった場合においても自立した生活を営めるための支援体制の構築やユニバーサル就労の推進を図ります。 |

| 基本事業の方向 | 主な取組内容 |
| --- | --- |
| 児童と高齢者や障がい者との相互理解の促進 | 児童と高齢者や障がい者との交流により相互理解の促進を図ります。 |
| 地域共生社会の推進 | 住み慣れた地域で住み続けられる持続可能な支え合いのシステムを構築するとともに、それを実現するための協議の場を設置します。 |
| 相談機能の充実 | 民生委員や社会福祉協議会との連携をさらに推進し、相談機能の充実を図ります。 |
| 生活困窮者の早期発見・支援 | 自立相談支援を窓口に家計相談支援で収支の改善を図り、就労準備支援事業により経済的生活基盤を立て直し、生活全般のサイクルを再構築した上での就労を促進します。 |
| 自立助長のための支援充実 | 稼働能力の有無を把握・確認した上で、就労による自立助長のための支援の充実を図ります。 |
| 健康寿命の延伸 | 疾病予防や生きがいづくり、介護予防の普及啓発により心身の健康増進を図ります。 |
| 高齢者の生活支援の推進 | ニーズ把握により高齢者福祉サービスの充実を図るとともに、住民同士の支え合いや地域での見守りなどによる日常生活上の多様な支援体制の充実・強化や高齢者の社会参加を推進します。 |
| 高齢者の地域包括ケアシステム※13の深化・推進 | 介護予防から重度化予防までの連続的・効果的な支援を行うことにより、医療・介護・福祉の連携による取組をさらに推進します。 |
| 高齢者の計画的なサービス基盤の整備 | ボランティアやＮＰＯなど多様な主体が重層的な生活支援体制を整備することにより、サービスの利用を促進するとともに、介護需要を適切に把握することにより、計画的な施設整備と人材確保を推進します。 |

※13　地域包括ケアシステム…高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供するシステム。

| 成果指標項目 | 単位 | 現状値 | 目標値（H35） | 目標設定の考え方 |
|---|---|---|---|---|
| 共生のまちづくりの推進に満足している人の割合 | ％ | 45.6 | 60.0 | 市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が５年後（H35）に60％となることを目指す |
| 再建した店舗のうちユニバーサルデザイン認証を受けた店舗の割合 | ％ | 0.0 | 50.0 | ５年後（H35）に50％達成を目指す |
| 就労困難者就労者数（延べ人数） | 人 | 6 | 25 | 毎年３人程度の増加を目指す |
| はまかだスポット数 | 箇所 | 314 | 350 | 現状から年間10箇所の増加を目標とする |

**部門別計画**

・ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくりアクションプラン
・ユニバーサルデザインチェックリスト
・教育振興基本計画
・陸前高田市障がい者福祉計画
・第５期陸前高田市障がい福祉計画
・第１期陸前高田市障がい児福祉計画
・陸前高田市地域福祉計画
・陸前高田市高齢者福祉計画
・第７期介護保険事業計画

| 基本政策 18 | 市民の健康づくりを推進する |
|---|---|

| 現　状　と　課　題 |
|---|
| ・市民の健康づくりを進めるため、保健推進員や食生活改善推進員などとの連携による健康づくりに対する市民意識の高揚を図り、健康づくり活動が活発に展開されるよう、地域のつながりの強化や生活の質の向上に努めるとともに、介護・自殺予防などを通じた地域づくりとして取り組んでいる「はまってけらいん、かだってけらいん運動」をさらに推進していく必要があります。<br>・若年期から生活習慣を改善することや、がん等の疾病を早期に発見することが生活習慣病予防や早世予防に重要であることから、市民が受診しやすい検診体制の確立と事後指導などの充実が求められています。また、受診率・事後指導実施率の向上を図って治療につなげることにより、脳卒中や心不全・腎不全などの重症化を予防し、健康に日常生活を営むことができる期間（健康寿命）を延ばしていくことが重要です。<br>・就労者の心身の健康増進を図るため、産業リハビリテーション※14などに取り組み、就労環境における病欠率を低下させることが必要です。<br>・市民の生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の振興を図り、健康づくりを推進するために、陸前高田市総合交流センターなどの利用を促進するとともに、学校体育施設の開放事業をさらに推進するなど、スポーツ施設の整備・利用促進に努めます。<br>・スポーツ・レクリエーション活動やニュースポーツの普及を図るため、各種スポーツ教室の開催や出前講座などへの指導者の派遣などを行っています。<br>・競技スポーツの普及や底辺拡大に資するために各種大会を開催するなど、大会の開催を奨励しています。 |

| 基本事業の方向 | 主な取組内容 |
|---|---|
| はまってけらいん、かだってけらいん運動の推進 | 陸前高田市未来図会議の開催や、地域支えあい協議体活動の実施、はまかだスポットガイドの活用・更新、はまかだ運動の普及啓発、各分野の関係機関との連携による乳児期から高齢期までのライフステージに応じたきめ細やかな保健サービスの提供、健康づくりボランティアなど市民の主体的な取組を支援することによる地域の健康づくり活動の充実を図ります。 |

※14　産業リハビリテーション…就労者の労働災害や疾病、高齢労働者の就労能力の低下といった健康面の課題を解決するためのリハビリテーションの手法。

| 基本事業の方向 | 主な取組内容 |
|---|---|
| 疾病の重症化予防 | 特定健診・がん検診・人間ドック等の各種検診の受診を促進することにより、市民の生活習慣の改善を支援します。 |
| 多種多様なスポーツ団体の育成、競技力の向上等 | 多種多様なスポーツ団体や指導者を育成・確保することにより、競技力の向上に向けた体制の確立を図ります。 |
| 市民の運動の機会の創出 | スポーツレクリエーションやニュースポーツなどによる運動機会の創出を図ります。 |

| 成果指標項目 | 単位 | 現状値 | 目標値（H35） | 目標設定の考え方 |
|---|---|---|---|---|
| 市民の健康づくりの推進に満足している人の割合 | % | 80.2 | 85.0 | 市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が５年後（H35）に85%となることを目指す |
| 介護予防教室の年間参加者数（延べ人数） | 人 | 3,715 | 4,000 | 今後増加が見込まれる高齢人口の約50%を目標とする |
| チャレンジデー参加率※15 | % | 76.1 | 75.0 | 震災後の過去５年間の平均（73.7%）以上の参加率の維持を目標とする |
| スポーツ教室等参加者数（延べ人数） | 人 | 56 | 600 | 平成30年度に総合交流センターを供用開始し、スポーツ教室の開設を拡充したことから、平成30年度の見込み（495人）の20%増を目標とする |

**部門別計画**

・教育振興基本計画
・健康りくぜんたかた21プラン（第２次）
・陸前高田市こころの健康づくり計画（陸前高田市自殺対策計画）
・第２期データヘルス計画
・第３期特定健康診査等実施計画

※15　チャレンジデー…毎年５月の最終水曜日に世界中で実施される、住民参加型のスポーツイベント。人口規模がほぼ同じ自治体同士が午前０時から午後９時までの間に、15分間以上継続して何らかの運動やスポーツをした住民の参加率を競い合う。

| 基本政策 19 | 安心できる医療・介護・福祉体制を整える |
|---|---|

| 現　状　と　課　題 |
|---|
| ・開業医が減少するとともに、県立高田病院においても医師の確保に苦慮しており、高齢化の進展や医療の高度化などによる地域の医療需要の増大に十分に対応できていません。<br>・大規模災害発生時においても適切に医療救護活動が行える体制の整備が求められています。 |

| 基本事業の方向 | 主な取組内容 |
|---|---|
| 地域医療の充実 | 医師の確保と診療体制の充実について、県立高田病院に働きかけを行うとともに、医療機関との連携により在宅医療希望者への支援を行います。また、身近な「かかりつけ医」の必要性の周知により、適切な医療を素早く受けることができる仕組みを構築していきます。 |
| 医療救護体制の整備 | 医療機関等との連携により、災害時や非常時における適切な医療救護活動を実施するとともに、ＡＥＤの普及・啓発を図ります。 |

| 成果指標項目 | 単位 | 現状値 | 目標値(H35) | 目標設定の考え方 |
|---|---|---|---|---|
| 医療・介護・福祉体制に満足している人の割合 | % | 48.1 | 60.0 | 市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が５年後（H35）に 60%となることを目指す |
| 気仙地区の医師数（10 万人当たり） | 人 | 156 | 160 | 毎年１人程度の増加を目指す |
| 未来かなえネット登録者数※16 | 人 | 3,333 | 3,800 | 現状から年間 100 人の増加を目標とする |

※16　未来かなえネット…気仙管内の医療・介護・福祉機関などで構成される一般社団法人未来かなえ機構が運営する、登録した患者の既往歴や服薬状況などを医療・介護・福祉機関などが共有することにより、治療・介護の効率化などを図る仕組み。

# まちづくり総合計画基本計画（部門別計画）

## １　基本目標

６　市民と築く交流と連携のまちづくり

## ２　基本方針（基本目標がめざすまちづくりの方針）

都市間の交流のほか、市民相互による地域間交流を促進するとともに、様々な団体との共通認識のもと、地域課題の解決に向けたまちづくりを進めます。

## ３　体系図

| 基本目標 | 基本政策 |
|---|---|
| ６　市民と築く交流と連携のまちづくり | 20　仕事と生活の調和を図る |
| | 21　協働によるまちづくりを推進する |
| | 22　住民活動を支援する |
| | 23　地域間の交流を促進する |

## ４　基本施策における取組内容

| 基本政策 20 | 仕事と生活の調和を図る |
|---|---|

| 現　状　と　課　題 |
|---|
| ・市民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるように取り組んでいく必要があります。<br>・個人の人権が尊重され、男女が性別にとらわれることなく、個性と能力を発揮し、それぞれが活躍できる男女共同参画社会の実現に対する期待は高まっています。<br>・男女共同参画サポーターの育成や活動の活性化に取り組んで行く必要があります。 |

| 基本事業の方向 | 主な取組内容 |
|---|---|
| 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 | 働き方改革や子育て環境の改善に関する取組などにより、仕事と生活の調和を推進します。 |
| 市民意識の醸成 | 市内事業者などを対象とした講演会や研修会の開催により仕事と生活の調和に関する意識の醸成を図るとともに、講演会・研修会の開催や広報誌などでの情報発信により男女共同参画を推進します。 |
| 審議会等への男女共同参画の促進 | 各種審議会や委員会などにおける女性委員の積極的な登用により、男女がともに活躍できる環境づくりを推進します。 |

| 成果指標項目 | 単位 | 現状値 | 目標値（H35） | 目標設定の考え方 |
|---|---|---|---|---|
| 仕事と生活の調和の推進に満足している人の割合 | ％ | 42.7 | 60.0 | 市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が５年後（H35）に60％となることを目指す |

| 成果指標項目 | 単位 | 現状値 | 目標値<br>(H35) | 目標設定の考え方 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 高等職業訓練促進給付費等事業※17（ひとり親家庭対象）の受給者数 | 人 | 1 | 2 | 毎年２人程度の受給を目指す |
| 仕事と生活の調和に関する講演会など参加者数 | 人 | ― | 100 | 毎年10人ずつの増加を目指す |
| 各種審議会等における女性委員の登用率 | ％ | 17.7 | 20.0 | ５年後に全委員の５分の１が女性委員となることを目指す |
| 仕事と家庭の両立支援行動計画策定登録数 | 件 | 5 | 20 | 毎年３件程度の増加を目指す |

**部門別計画**

なし

※17　高等職業訓練促進給付費等事業…母子家庭の母または父子家庭の父の就業を支援するため、専門的な資格取得を目的として養成機関で修業する場合に、所得に応じて給付金を支給する制度。

| 基本政策 21 | 協働によるまちづくりを推進する |
|---|---|

| 現　状　と　課　題 |
|---|
| ・震災による自治会等の解散、住宅再建に伴う他地域からの移転者の増加、ライフスタイルやワークスタイルの変化、少子高齢化などを要因に、地域の連帯感の希薄化や自治活動の機能低下などが見られ、地域コミュニティ形成への影響が懸念されています。<br>・持続性を高めて活力ある地域社会を形成していくためには、目的別の団体との協働・連携に努め、長期的な視点をもって活動に取り組むことができる担い手を育成し、市民と行政が共通認識のもと、互いに地域課題を的確に把握しながら、対等の立場で主体性と責任を持った自主的な取組による地域づくり活動を推進していく必要があります。<br>・市民と行政が互いの特性や長所を生かして協働・連携することにより、地域の活性化と効果的・効率的な公共サービスの提供につなげ、従来、行政が行ってきた公共サービスを見直し、多様化する市民ニーズへの対応についても、それぞれの役割分担のもと、協働にふさわしい領域として拡大していくことが必要です。 |

| 基本事業の方向 | 主な取組内容 |
|---|---|
| 「協働によるまちづくり」における共通指針の策定 | 協働に関する共通の認識を持ってまちづくりに取り組むための基本となる考え方や役割などを示した共通指針を策定します。 |
| 「協働によるまちづくり」推進体制の構築 | 市・各種地域団体・まちづくり団体による分野別意見交換会などの開催や協働によるまちづくりの推進体制を構築することにより、協働対象分野の拡大を図ります。 |
| まちづくり団体（ＮＰＯ等）による地域活動の支援 | まちづくり団体が自主的・主体的に行うまちづくり事業に対して支援することにより、まちづくり活動と地域活性化を推進します。 |
| 「協働によるまちづくり」における新たな担い手の育成 | 市民・各種地域団体・まちづくり団体を対象とした研修会・フォーラムなどを開催するとともに、地域との継続的な関係を持ち続けている「思民※18」との交流などを通じた新しい担い手の育成を図ります。 |

※18　思民…震災後にボランティアや視察のために陸前高田市を訪れた人や、ふるさと納税に協力いただいた人など、本市に関心と愛着を持ち続けている人

| 成果指標項目 | 単位 | 現状値 | 目標値<br>(H35) | 目標設定の考え方 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 協働によるまちづくりの推進に満足している人の割合 | % | 62.1 | 65.0 | 市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が５年後（H35）に65%となることを目指す |
| まちづくり団体活動補助金による支援件数 | 件 | ― | 5 | 支援制度を創設し、年５件の支援件数を目指す |
| 協働によるまちづくりに関する研修会等の開催数 | 回 | ― | 2 | ５年後までに年２回の開催を目指す |

**部門別計画**

なし

| 基本政策22 | 住民活動を支援する |
|---|---|

| 現　状　と　課　題 |
|---|
| ・コミュニティ推進協議会を中心としたまちづくりを進めており、自主的な運営のもとに地域の特性を活かした活動への支援や、地域が抱える課題などに関する把握、関係機関との連絡調整などが必要となっています。<br>・市民が主役のまちづくりを進め、地域社会の維持・存続を図っていくためには、地域づくりの活動の拠点としてだけでなく、災害時には避難所としての役割を担うなど、重要な施設であるコミュニティセンターや自治会館などの適切な整備・改修を行う必要があります。 |

| 基本事業の方向 | 主な取組内容 |
|---|---|
| 住民による地域活動の推進 | 自治会館については、地域コミュニティの最小単位である自治会などの活動拠点や災害時における地域の防災拠点としての役割を果たすことから、被災した施設の再建と併せ、改修などに要する経費の一部について支援します。 |
| 新たなコミュニティ推進体制の構築 | コミュニティ推進協議会を中心とした地域の活動を支援することにより、地域コミュニティの推進体制の強化を図ります。 |
| 各地区コミュニティセンターの適切な管理運営 | 地域の実情などを踏まえ、各地区住民の総合的な活動拠点となるコミュニティセンターの適切な管理運営方法について検討します。 |

| 成果指標項目 | 単位 | 現状値 | 目標値<br>(H35) | 目標設定の考え方 |
|---|---|---|---|---|
| 住民活動の支援に満足している人の割合 | % | 68.3 | 75.0 | 市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が５年後（H35）に75%となることを目指す |

| 成果指標項目 | 単位 | 現状値 | 目標値（H35） | 目標設定の考え方 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| コミュニティ活動推進補助金を利用した事業数 | 事業 | ― | 11 | 市内のコミュニティセンター全11地区における事業の実施を目指す |
| 自治会館等の整備支援件数（延べ件数） | 件 | 38 | 62 | ５年後までは主に被災した自治会館の再建を目指す |

**部門別計画**

なし

| 基本政策 23 | 地域間の交流を促進する |
|---|---|

| 現　状　と　課　題 |
|---|
| ・東日本大震災を契機として、愛知県名古屋市や米国クレセントシティ市との友好交流に関する協定や、シンガポールとの 2020 年東京オリンピック・パラリンピックにおけるホストタウンに関する覚書を締結し、産業・教育・行政など様々な分野で交流が行われています。また、震災からの復興に向けて本市への支援をいただいている個別自治体や各種団体との様々な交流やイベントの開催支援を行っています。<br>・各交流都市との関わりを大切にし、お互いの良さの共有や、それぞれが不足している分野の補完など、効果的な交流・連携を進める必要があります。<br>・人口減少が続く中、地域の活力を維持していくためには、交流人口を拡大していくとともに、市外からの移住・定住を促進していく必要があります。 |

| 基本事業の方向 | 主な取組内容 |
|---|---|
| 友好都市との交流や都市間交流の促進 | 都市間交流や市民同士の交流を促進していきます。 |
| 近隣市町村との連携体制の構築 | 広域的なイベントが開催される際などにおける近隣市町村との連携促進を図ります。 |
| 交流人口の拡大、移住・定住の促進 | 陸前高田に関心と愛着を持つ「陸前高田思民」の拡大と移住・定住に関する情報発信などにより、Ｕ・Ｉターン※16 を促進します。 |

| 成果指標項目 | 単位 | 現状値 | 目標値（H35） | 目標設定の考え方 |
|---|---|---|---|---|
| 地域間交流の促進に満足している人の割合 | ％ | 83.0 | 85.0 | 市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が５年後（H35）に 85％となることを目指す |
| 友好都市等交流事業開催数 | 回 | 15 | 20 | 開催数を年１回ずつ増加することを目指す |

| 成果指標項目 | 単位 | 現状値 | 目標値<br>（H35） | 目標設定の考え方 |
|---|---|---|---|---|
| Ｕ・Ｉターン者数※19 | 人 | 55 | 100 | 毎年10人程度の増加を目指す |

**部門別計画**

なし

※19　Ｕ・Ｉターン…大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Ｕターンは出身地に戻る形態、Ｉターンは出身地以外の地方に移住する形態を指す。

# まちづくり総合計画基本計画（部門別計画）

## １　基本目標

7　活気に満ちあふれ豊かに暮らすまちづくり

## ２　基本方針（基本目標がめざすまちづくりの方針）

地域の特性を生かした活発な産業経済活動による雇用の拡大と多様な地域資源を活用し、活気に満ちた魅力あふれるまちづくりを進めます。

## ３　体系図

| 基本目標 | 基本政策 |
| --- | --- |
| 7　活気に満ちあふれ豊かに暮らすまちづくり | 24　農業の振興を図る |
| | 25　林業の振興を図る |
| | 26　水産業の振興を図る |
| | 27　商工業の振興を図る |
| | 28　地産地消とブランド化を推進する |
| | 29　地域資源を活かした観光振興を推進する |
| | 30　魅力ある雇用の創出と起業しやすい環境を整える |

## ４　基本施策における取組内容

| 基本政策 24 | 農業の振興を図る |
|---|---|

| 現　状　と　課　題 |
|---|
| ・県内で最も温暖な気象条件を活かし、単収の高い施設園芸を振興しており、水稲と収益性の高い作目を組み合わせた「陸前高田型農業」を、今後より一層推進していく必要があります。<br>・農業の担い手の育成については、農業者の高齢化や担い手不足により後継者数が減少傾向にあることから、総合営農指導センターを拠点として、生産技術・経営手法を指導するとともに、農地や農業用機械などの生産基盤の確保を関係機関と連携しながら進めていくことが重要です。また、Ｕ・Ｉターン者の受入れを推進するためには、住居の確保が一番の課題となっていることから、若年農業者の成功事例をＰＲしながら、住居や農地の確保に向けて、関係者とのマッチングを図る必要があります。<br>・地域ごとの農用地の利用実態に配慮しながら面的集積を推進するとともに、営農の実態などに応じた生産組織の育成を進めていくことが必要です。<br>・耕作条件が整わない中山間地域において遊休農地が数多く存在し、集落の景観が損なわれていることから、日本型直接支払制度※20の積極的な導入により、農村コミュニティの維持などを図ることが必要です。<br>・狭小なほ場においては効率的な農作業が困難であることから、ほ場整備事業を導入して低コスト化を図る必要があります。また、農業用施設の老朽化が進んでいることから、改修工事などを行い、施設の長寿命化を図る必要があります。 |

※20　日本型直接支払制度…農業の持つ多面的機能（国土保全、水源涵養、自然環境の保全、景観の保全など）の維持・発揮のため、地域活動や営農活動に対して行われる支援制度。３つの制度（多面的機能支払制度、環境保全型農業直接支払制度、中山間地域等直接支払制度）の総称。

| 基本事業の方向 | 主な取組内容 |
| --- | --- |
| 農業生産体制の構築 | 農業用機械の導入を支援することにより、農業生産性の向上を促進します。 |
| 担い手の育成 | 総合営農指導センターを拠点とした農業者の育成や、経営再開マスタープランに基づく担い手の育成に努めるとともに、Ｉターン者の定住に向けた空き家バンク[※21]との調整を図ります。 |
| 農地の利用集積 | 効率的・持続的な営農を行うための基盤整備により農地の利用集積を図るとともに、作業の受委託を推進します。 |
| 多面的機能の維持 | 中山間地域などの農地を集落ぐるみで維持することにより、農村の多面的機能の維持と景観形成を図ります。 |
| 農業基盤整備の促進 | 老朽化した農業用施設の維持・改修により、生産の効率化や長寿命化を促進します。 |

| 成果指標項目 | 単位 | 現状値 | 目標値（H35） | 目標設定の考え方 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 農業の振興に満足している人の割合 | % | 36.9 | 40.0 | 市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が５年後（H35）に40%となることを目指す |
| 新規就農者数（延べ人数） | 人 | 1 | 13 | 年２人の新規就農者の確保を目指す |
| たかたのゆめ[※22]の栽培面積 | ha | 56 | 70 | 本格作付開始から７年目となる平成 31 年度に 70 ヘクタールまで到達し、市場需要の 300 トンを満たしたうえで、それ以降は作付面積を増やさずに数量限定での販売戦略を進めるため、70 ヘクタールの水準を維持することを目指す |

※21　空き家バンク…空き家の賃貸・売却を希望する人から申込みを受けた情報を、空き家の利用を希望する人に紹介する制度。

※22　たかたのゆめ…復興支援の一環として、日本たばこ産業株式会社から陸前高田市に寄贈された種もみから育てたオリジナルブランド米。

部門別計画

・陸前高田市農業振興地域整備計画

・農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

| 基本政策25 | 林業の振興を図る |
|---|---|

| 現　状　と　課　題 |
|---|
| ・森林は、木材生産機能に加え、水源の涵養や災害の防止など多面的な機能を有することから、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進しています。また、地域産材の利用に積極的に取り組むとともに、木質バイオマスや木材加工品への活用など、森林資源の多様な利用を図っています。しかし、木材価格の低迷や、林業担い手の不足などにより、森林所有者が継続的な森林施業に関心を持たない状況です。<br>・林業担い手の確保・育成については、地域おこし協力隊※23が自伐型林業※24による事業モデルの構築を図っていますが、就業後の住居の確保などが課題となっています。<br>・継続的な森林施業については、木材価格に比べ多額の再造林コストが必要であることに加え、本市においてはニホンジカによる森林被害対策経費も必要となることから、森林所有者の再造林に対する意欲がさらに低下し、再造林が行われないことが課題となっています。 |

| 基本事業の方向 | 主な取組内容 |
|---|---|
| 林業担い手の確保・育成 | 林業担い手として地域おこし協力隊を確保・育成するとともに、住居の確保を図ります。 |
| 自伐型林業の推進 | チェーンソーや小型バックホウ等を使用した自伐型林業による事業モデルを構築するとともに、事業の推進により長期的な森づくりを図ります。 |
| 再造林の促進 | 機械地拵え※25や低密度植栽※26、コンテナ苗※27植栽の実施により、再造林コストの削減を推進します。 |
| ニホンジカ有害捕獲の実施 | 鳥獣被害対策実施隊がニホンジカ有害捕獲を実施することにより、森林被害の拡大防止を図ります。 |

※23　地域おこし協力隊…人口減少や高齢化などの進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることにより、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度。

※24　自伐型林業…森林所有者が森林組合や伐採業者に経営・管理・施業を委託する従来の林業形態から転換し、林家などが自家伐採を行うことにより採算性と環境保持の両立を図る新たな森林経営手法。

※25　機械地拵え…バックホウなどの機械により、伐採後に取り残された木の根や枝などを整理して、新たな苗を植栽できるように土地を整理する作業。

※26　低密度植栽…限られた財源で効率的に再造林を行えるよう、植栽本数を減らすことで造林・保育の低コスト化を図る手法。

※27　コンテナ苗…硬質樹脂等で作られたコンテナ容器で育苗された根鉢付きの苗木。通常の苗に比べ、初期成長が早い、植栽作業に熟練を要しないなどの効果がある。

| 成果指標項目 | 単位 | 現状値 | 目標値（H35） | 目標設定の考え方 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 林業の振興に満足している人の割合 | ％ | 37.3 | 40.0 | 市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が５年後（H35）に40％となることを目指す |
| 新規林業就業者数（延べ人数） | 人 | ― | 12 | 毎年２人程度の増加を目指す |
| 自伐型林業により整備した森林面積 | ha | ― | 20 | 地域おこし協力隊の実績見込みから、３年間で約７ヘクタール整備するものと仮定して５年後の数値を設定 |
| 再造林率 | ％ | 5.0 | 20.0 | 岩手県森林資源循環利用推進ビジョンに準じ、５年間で15％の増加を目指す |

**部門別計画**

・大槌・気仙川地域森林計画
・陸前高田市森林整備計画
・陸前高田市森林経営計画
・陸前高田市公共建築物等における木材利用促進方針

| 基本政策 26 | 水産業の振興を図る |
|---|---|

| 現　状　と　課　題 |
|---|
| ・近年の水産業を取り巻く環境は、東日本大震災や地球温暖化の影響による海況の変化、全国的に発生している磯焼けや貝毒※28による漁場環境の変化、不漁や資源管理による魚価の上昇など、大変厳しい状況にあります。<br>・震災後、一部の水産物は震災前の生産量を上回っていますが、水産資源の減少や漁業従事者の不足により、全般的な生産量は減少しています。<br>・水産業の振興を図るため、安全・安心な水産物の安定供給、漁業の担い手確保、漁家の経営基盤の安定、所得の向上や就業環境の改善、持続可能な水産資源の維持管理、地域水産物のブランド化の推進、漁港や漁業生産施設の計画的な整備等が求められています。 |

| 基本事業の方向 | 主な取組内容 |
|---|---|
| 安全･安心な食の提供、流通･加工業の振興と体制づくり | 安全・安心な水産物を供給するとともに、地域水産物のブランド化と流通体制の強化による特色ある水産加工を推進することにより、水産物の消費拡大を図ります。 |
| 新規漁業就業者の確保定着と育成 | 新規漁業就業者に対して積極的な周知を行うとともに、受入体制の整備を促進します。 |
| 経営基盤強化の推進 | 漁業経営基盤の充実・強化を図ることにより、就業環境の改善と所得向上を目指します。 |
| 資源管理型漁業の推進 | 栽培漁業や養殖漁業の振興を図るとともに、海中林の造成などにより資源管理型漁業を推進します。 |
| 漁業生産基盤の整備 | 漁業生産基地となる漁港整備を計画的に実施していきます。 |

※28　貝毒…ホタテガイやカキなどの二枚貝が有毒プランクトンを捕食することで内臓に毒が蓄積されること。毒化した貝を人間が食べることで食中毒を起こす場合がある。

| 成果指標項目 | 単位 | 現状値 | 目標値<br>(H35) | 目標設定の考え方 |
|---|---|---|---|---|
| 水産業の振興に満足している人の割合 | % | 47.1 | 50.0 | 市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が5年後（H35）に50%となることを目指す |
| 新規漁業就業者数（延べ人数） | 件 | 9 | 20 | 毎年２人の確保を目指す |
| 水産加工業新規就業者数（延べ人数） | 人 | 2 | 7 | 毎年１人の確保を目指す |
| 広田湾水産物の水揚量（サケ） | 尾 | 36,413 | 38,000 | 年１％程度の増産を目指す |
| 広田湾水産物の水揚量（イシカゲ貝） | kg | 68,127 | 100,000 | 陸前高田市まち・ひと・しごと総合戦略で掲げる目標値の維持を目指す |
| 広田湾水産物の水揚量（アワビ） | kg | 7,504 | 7,800 | 年１％程度の増産を目指す |
| 広田湾水産物の水揚量（カキ） | Kg<br>粒 | 86,559<br>4,354,201 | 90,000<br>4,500,000 | 〃 |
| 広田湾水産物の水揚量（ホタテ） | kg | 224,947 | 230,000 | 〃 |
| 広田湾水産物の水揚量（ホヤ） | kg | 127,531 | 133,900 | 〃 |
| 広田湾水産物の水揚量（ワカメ） | kg | 783,624 | 820,000 | 〃 |

部門別計画

- 水産基本計画
- 漁港漁場整備長期計画
- 岩手県水産基盤整備方針
- 陸前高田市水産業振興計画
- 浜の活力再生広域浜プラン
- 浜の活力再生プラン
- 地域再生営漁計画

| 基本政策 27 | 商工業の振興を図る |
|---|---|

| 現　状　と　課　題 |
|---|
| ・大型商業施設や個店の出店が続いていますが、取り扱われていない品物を購入したい場合に市外での買い物を余儀なくされている状況が見られます。<br>・震災後のあたらしいまちの基盤が整備され、中心市街地には個人商店などの建設が進んでいますが、今後はより一層の賑わいのために、まちなかエリアへの商店や事業所のさらなる立地を進めることが必要です。<br>・中心市街地の賑わいづくりや本市の地域経済の活性化において、まちなかエリアの両側に広がる利用計画が定まっていない個人の宅地の利用促進が極めて重要です。 |

| 基本事業の方向 | 主な取組内容 |
|---|---|
| テナント事業者本設店舗の建設支援 | 東日本大震災により大きな被害を受けた中小事業者が事業を再開する際の建設費用を補助することにより、市内の賑わいの創出を図ります。 |
| 店舗等ユニバーサルデザインの推進 | 中小事業者が店舗等のユニバーサルデザイン化を行う際に補助することにより、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。 |
| 商店街の活性化支援 | イベント開催を支援することにより、中心市街地や商店街の活性化を促進します。 |
| 土地利活用の推進 | 土地取引に関する土地所有者・事業者間のマッチングや利用予定のない土地の利活用を推進し、持続的な賑わいを維持するための体制を構築します。 |

| 成果指標項目 | 単位 | 現状値 | 目標値（H35） | 目標設定の考え方 |
|---|---|---|---|---|
| 商工業の振興に満足している人の割合 | ％ | 49.4 | 60.0 | 市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が５年後（H35）に60％となることを目指す |
| かさ上げ部の土地利活用予定の割合（面積比） | ％ | 33.0 | 45.0 | ５年後（H35）に45％を目指す |

部門別計画

・陸前高田市まちなか再生計画
・陸前高田市都市計画マスタープラン
・陸前高田市立地適正化計画（仮称）

| 基本政策28 | 地産地消とブランド化を推進する |
|---|---|

| 現　状　と　課　題 |
|---|
| ・「陸前高田まるごとブランド化」に向けて、生産者や事業者と連携して、地域資源を活用した商品開発や生産体制の強化などに取り組むことにより、農林漁家の所得向上につなげていく必要があります。<br>・生産者の所得向上とともに、市外の取引先に販路拡大を進める必要があることから、特産品の販売や地場産品の販路開拓を図るための各種商談会・営業活動、復興関連商品の開発に対して支援しています。<br>・地域の特色ある豊かな農産物があるものの、生産規模が小さく、消費者の需要に十分に応えられていないことから、生産基盤を構築し、本市農産物の競争力の強化を図っていくことが必要です。<br>・安心・安全な地元産食材への需要が高まっていることから、ＧＡＰ認証取得※29に向けて、生産から流通まで関係機関が一体となって地産地消に取り組む必要があります。<br>・産直機能の充実を図ることで地元農産物を市内外にＰＲし、地産地消とともに地産外消を推進する必要があります。<br>・ピーカンナッツ※30の国内栽培に向け、苗木育成の実証事業を行い、「国産ピーカン発祥の地」としての地位を確立する必要があります。<br>・地域木材のブランド化を推進し、住宅等への利用促進を図っていく必要があります。 |

※29　ＧＡＰ（農業生産工程管理）…食品安全、環境保全、労働安全などを目的とする、栽培準備から出荷・調製まで農産物生産の各段階で農業者が守るべき管理基準とその実践のこと。
※30　ピーカンナッツ…クルミ科落葉樹の種実。栄養価が高く、ナッツに含まれる抗酸化物質はアルツハイマー病予防に役立つ可能性があるとされている。

| 基本事業の方向 | 主な取組内容 |
|---|---|
| 地場産品販路開拓支援 | 全国各地の生産者と交流を図る店舗に本市の特産品を出荷することにより、地場産品の販路開拓を支援します。 |
| 地域の特性を活かしたブランド化推進 | たかたのゆめ及び広田湾産イシカゲ貝などの生産から消費までを通じた普及拡大を図ります。 |
| 安心･安全な地元産食材の提供 | 関係機関と連携してのＧＡＰ認証取得に向けた産地のレベルアップに努めることにより、食の国際競争力向上を図ります。 |
| 産直機能の充実 | 道の駅高田松原に地域振興施設を整備することにより、地元産食材の市内外へのＰＲを図ります。 |
| ピーカンナッツによる農業再生と地方創生 | ピーカンナッツの苗木育成や健康効果の検証・普及を行うとともに、観光農園を開設することにより、農業の多面的機能の発揮と地方創生の先進モデルの構築を図ります。 |

| 成果指標項目 | 単位 | 現状値 | 目標値（H35） | 目標設定の考え方 |
|---|---|---|---|---|
| 地産地消とブランド化の推進に満足している人の割合 | % | 62.6 | 65.0 | 市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が５年後（H35）に65%となることを目指す |
| 【再掲】たかたのゆめの栽培面積 | ha | 56 | 70 | 本格作付開始から７年目となる平成 31 年度に 70 ヘクタールまで到達し、市場需要の 300 トンを満たしたうえで、それ以降は作付面積を増やさずに数量限定での販売戦略を進めるため、70 ヘクタールの水準を維持することを目指す |
| 【再掲】広田湾水産物の水揚量（イシカゲ貝） | Kg | 68,127 | 100,000 | 陸前高田市まち・ひと・しごと総合戦略で掲げる目標値の維持を目指す |

部門別計画

・陸前高田市農業振興地域整備計画
・農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
・陸前高田市森林整備計画

| 基本政策 29 | 地域資源を活かした観光振興を推進する |
|---|---|

| 現　状　と　課　題 |
|---|
| ・本市における観光は、滞在時間の短い通過型の観光が主となっており、地域における経済効果は低い状況です。また、市内の宿泊施設が不足しているため、旅行客が市外に流失していることが通過型観光地となっている要因の一つです。<br>・受入体制や魅力あるコンテンツなどによる滞在型観光へのシフトや、国内の旅行客のほか外国人旅行客の受入対策が必要です。<br>・人口減少が進む中、交流人口の拡大につながる観光振興はこれまで以上に重要であり、従来のイベント開催や食・地域文化を活用した観光メニューに加え、震災の経験や教訓、復興への過程を新たな観光資源とし、体験交流や地域の歴史・文化・自然などを活かした観光地づくりが求められます。 |

| 基本事業の方向 | 主な取組内容 |
|---|---|
| 新たな観光資源の活用と既存観光資源の磨き上げ | 震災・防災・減災教育や豊かな自然、地域固有の歴史・文化、三陸の新鮮な食など多彩な観光資源の一層の掘起しや、観光まちづくりに携わる人材の育成や活用などを推進するとともに、漁業・農業、自然などをフィールドとした体験型コンテンツを構築することにより、多様化するニーズに対応していきます。<br>また、各地域にある地域資源の磨き上げにより、観光客の地域流入と地域活性化による市民の意識醸成を図ります。 |
| 観光施設等の整備 | 高齢者や障がい者、外国人など全ての旅行客が安心して観光を楽しめるよう配慮した観光施設などの整備を促進することにより、ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくりを推進します。 |
| 観光情報の発信 | 市内の観光関連情報を収集し、ホームページなどを通じた最新情報を提供することにより、多様な観光ニーズへの的確な対応に努めます。 |
| 宿泊施設等の整備 | 宿泊施設の整備促進や既存宿泊施設との連携により、観光客の滞在時間の長期化を促進します。 |
| イベントの開催・誘致 | 各種イベントの開催支援や誘致により、交流人口の拡大を図ります。 |

| 成果指標項目 | 単位 | 現状値 | 目標値（H35） | 目標設定の考え方 |
|---|---|---|---|---|
| 地域資源を活かした観光振興の推進に満足している人の割合 | % | 34.4 | 50.0 | 市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が５年後（H35）に50%となることを目指す |
| 宿泊者数 | 人 | 18,944 | 35,000 | 平成21年度実績と比較して、５年後（H35）に概ね50%程度の回復を目指す |
| 観光入込客数 | 千人回 | 550 | 1,000 | ５年後（H35）に平成21年度実績と同程度までの回復を目指す |

**部門別計画**

・交流人口拡大戦略

| 基本政策 30 | 魅力ある雇用の創出と起業しやすい環境を整える |
|---|---|

| 現　状　と　課　題 |
|---|
| ・地域資源を活用した食産業を重点分野とする産業の集積や、本市の目指す「ノーマライゼーションという言葉のいらないまち」に合致する企業の立地を推進する必要があります。<br>・雇用のミスマッチが見られることから、新規学卒者をはじめ多様な就労の場の確保や就業体験などの取組が求められています。<br>・中小企業の経営基盤の強化や体質改善が図られるよう、事業活動の継続・発展を支援するとともに、地域資源を活かした産業振興に取り組む必要があります。<br>・中心市街地をはじめとする新たなまちづくりにおいては、新たな事業者や起業しやすい環境の整備が必要です。<br>・多様な職種を選択できる就職先が少なく、地元を離れた高校卒業者や進学を機に市外に転出して卒業した若者が戻ってこられない状況にあることから、多職種の企業誘致が必要です。<br>・国際リニアコライダー（ＩＬＣ）※31の誘致実現に向けて、関係機関との連携・協力により、市民の機運醸成などを図っています。 |

| 基本事業の方向 | 主な取組内容 |
|---|---|
| 魅力ある雇用の創出 | 企業誘致の促進による魅力ある就業の場の確保や、関係機関との連携による高齢者や子育て世代と障がいのある方など多様な方の就業の場を確保するとともに、就職情報の提供などにより市外に住む新規学卒者のＵターンや若年者の地元への就労・定住を推進します。 |
| 中小企業の支援 | 既存企業の支援により、事業拡大や雇用拡大を推進します。 |
| 起業しやすい環境づくり | 創業支援事業計画の策定により起業時の相談窓口を創設するとともに、ビジネスプランコンテストや勉強会の開催により事業計画の作成や事業の磨き上げを支援します。 |
| ＩＬＣの誘致が実現した場合における雇用の創出等 | ＩＬＣ建設等に関連する企業の誘致を促進することなどにより、雇用の創出を図ります。 |

※31　国際リニアコライダー（ＩＬＣ）…全長 20～50km の地化トンネルに建設される、電子と陽電子を加速・衝突させ、質量の起源や時空構造、宇宙誕生の謎の解明を目指す大規模施設。

| 成果指標項目 | 単位 | 現状値 | 目標値<br>(H35) | 目標設定の考え方 |
|---|---|---|---|---|
| 雇用の創出と起業しやすい環境の整備に満足している人の割合 | % | 22.7 | 60.0 | 市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が5年後（H35）に60%となることを目指す |
| 市内における起業者の創出件数（延べ件数） | 件 | ― | 5 | 年1件の起業者創出を目指す |
| ビジネスプランコンテスト応募件数（延べ件数） | 件 | 12 | 50 | 年10件のコンテスト応募者を目指す |

**部門別計画**

なし

# まちづくり総合計画基本計画（部門別計画）

## １　基本目標

８　市民にわかりやすく健全な行財政運営

## ２　基本方針（基本目標がめざすまちづくりの方針）

効果的かつ効率的な行政運営を推進し、行政サービスの市民満足度を高め、健全で持続可能な財政運営に努めます。

## ３　体系図

| 基本目標 | 基本政策 |
| --- | --- |
| ８　市民にわかりやすく健全な行財政運営 | 31　健全な財政運営を推進する |
| | 32　広聴広報活動の充実を図る |
| | 33　利便性の高い行政サービスを提供する |

## ４　基本施策における取組内容

| 基本政策 31 | 健全な財政運営を推進する |
|---|---|

| 現　状　と　課　題 |
|---|
| ・持続可能な財政運営を図るため、中長期的な財政見通しを試算し、今後の財政運営の指針としていくことが必要です。<br>・財政状況の分析に当たっては、統一的な基準により財務書類を整備し、団体間の比較やストック情報を「見える」化することにより、積極的に活用していくことが求められます。 |

| 基本事業の方向 | 主な取組内容 |
|---|---|
| 中長期的な財政見通しに基づく財政運営 | 後年度の収支見積もりや中長期的な財政見通しの試算による持続可能で安定的な財政運営を図り、未利用財産の活用や多様な手法を用いた歳入確保と市民感覚・コスト意識を持った歳出削減に努めます。 |
| 地方公会計の整備 | 統一的な基準による財務書類を作成し、財政の効率化・適正化を図ります。 |
| 公共施設等の総合的かつ計画的な管理 | 陸前高田市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設などの更新・統廃合・長寿命化などを行い、財政負担の軽減・平準化を図ります。 |

| 成果指標項目 | 単位 | 現状値 | 目標値（H35） | 目標設定の考え方 |
|---|---|---|---|---|
| 市の健全な財政運営の推進に満足している人の割合 | ％ | 36.4 | 50.0 | 市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が５年後（H35）に 50％となることを目指す |
| 実質公債費比率※32 | ％ | 13.7 | 17.0 以下 | 地方債を借り入れる際に県知事の許可を要することとなる 18％を超えない数値の維持を目指す |

**部門別計画**

・公共施設等総合管理計画

※32　実質公債費比率…地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。

| 基本政策 32 | 広聴広報活動の充実を図る |
|---|---|

| 現　状　と　課　題 |
|---|
| ・広く市民に市政情報を届けるため、広報紙やホームページなどの内容の充実が必要です。また、フェイスブックなどのソーシャルネットワークサービスを活用した、若者や来訪者などへの情報発信の強化が必要です。<br>・市民からの声を市政に反映させ、協働によるまちづくりを推進するため、広聴活動の充実が必要です。 |

| 基本事業の方向 | 主な取組内容 |
|---|---|
| わかりやすい市政情報の提供 | 親しみやすい広報紙やホームページなどの作成により、わかりやすくかつ正確な市政情報を提供するとともに、フェイスブックなどのソーシャルネットワークサービスを通じた多様な情報発信を行っていきます。 |
| 広聴活動の充実 | 市長直送便や市長と語る会などの広聴事業の活用を促進するとともに、広聴事業の利用しやすい環境づくりを推進します。 |

| 成果指標項目 | 単位 | 現状値 | 目標値(H35) | 目標設定の考え方 |
|---|---|---|---|---|
| 市の広聴広報活動に満足している人の割合 | % | 73.2 | 75.0 | 市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が５年後（H35）に75%となることを目指す |
| 市公式ホームページの閲覧者数 | 千人 | 296 | 330 | ５年後までに毎年6,000人の増加を目指す |
| 市公式ＳＮＳ(フェイスブック等)におけるフォロワー数 | 千人 | 28 | 34 | 年ごとに1,200人の増加を目指す |
| 市政懇談会への年間参加者数 | 人 | 427 | 500 | 平成29年度と比較して、５年後に概ね15%の増加を目指す |

**部門別計画**

なし

| 基本政策 33 | 利便性の高い行政サービスを提供する |
|---|---|

| 現　状　と　課　題 |
|---|
| ・市を取り巻く行財政環境がますます厳しくなる中、多様な住民ニーズに的確に応えるとともに、持続可能な行政運営を図るため、民間企業やＮＰＯなどの多様な主体と連携し、専門的な知識や経験、技術を活用して新たな仕組みを構築することが重要となります。<br>・市民の市政に対する理解と信頼を深めるため、行政文書の情報公開制度の適正な運用を図り、透明性の高い行政運営を進める必要があります。<br>・多様化する行政ニーズに応えていくためには、経営感覚や市民目線を持ち、新たな政策や改革改善に積極的に取り組む人材を育成し、質の高い行政サービスを提供していくことが求められます。<br>・既存の情報通信基盤の適切な整備や利活用とあわせ、より一層の安全・安心なまちづくりを進めていくうえで、災害発生時の情報伝達手段の確保が必要であることから、災害時においても情報を受発信できる公衆無線ＬＡＮ環境などの新たな情報通信基盤の整備と、これらの情報通信ネットワークを活用した行政サービスの充実に向けた取組が必要となっています。 |

| 基本事業の方向 | 主な取組内容 |
|---|---|
| 持続可能な行政運営のための仕組みづくり | 定員管理計画に基づく職員数の適正化により、持続的で効率的な行政運営の実現を目指すとともに、事務事業の総点検の実施や行政と民間との役割分担を明確化することにより、民間活力を活用した「新しい公共」の構築を図ります。 |
| 透明性の高い行政運営 | 広報やホームページにおいて行政運営に関する各種情報を公表することにより、市政に対する信頼の確保と開かれた行政運営を推進します。 |
| 質の高い行政サービスの提供 | 人材育成基本方針に基づく職員の政策形成能力や職務遂行能力の向上を図ることにより、市政に対する市民満足度の向上を目指します。 |
| 情報通信基盤の利活用促進 | 行政情報や防災情報、各地域のイベントなどの情報を、インターネットを通じて発信するサイトを整備することにより、情報通信基盤の利活用を促進します。 |

| 成果指標項目 | 単位 | 現状値 | 目標値<br>(H35) | 目標設定の考え方 |
|---|---|---|---|---|
| 市の行政サービスに満足している人の割合 | % | 49.1 | 55.0 | 市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が５年後（H35）に55%となることを目指す |
| 公共無線ＬＡＮ整備箇所数 | 箇所 | 2 | 25 | ５年後までは主に避難所等への整備を目指す |
| 情報ポータルサイトの整備件数 | 件 | ― | 1 | 計画期間内の早期に１件の整備を目指す |

**部門別計画**

なし